

砥 部 町 議 会  
平成 1 9 年 第 4 回 定 例 会  
会 議 録

平成19年第4回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成19年12月6日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成19年12月6日 午前9時30分 議長宣告			
応招議員	1 番 山口元之	2 番 政岡洋三郎	3 番 西岡章一	
	4 番 土居美智子	5 番 中村 茂	6 番 西村良彰	
	7 番 井上洋一	8 番 栗林政伸	9 番 栗林政伸	
	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 大野和博	
	13 番 中島博志	14 番 田室博志	15 番 平岡文男	
	16 番 山本典男	17 番 玉井啓補	18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし			
出席議員	出席議員は、応招議員の18名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長	中村 剛志	副町長	柳田 稷
	収入役	佐川 秀紀	教育長	佐野 弘明
	総務課長	明賀 徹	広田支所長	丸本 正和
	企画課長	上岡 洋一	監理財政課長	松下 行吉
	税務課長	武智 充吉	住民サービス課長	藤田 正純
	民生こども課長	正岡 修平	生きがい推進課長	大西 潤
	健康づくり課長	相原 宜紀	学校教育課長	松村 昇二
	生涯学習課長	大野 哲郎	環境保全課長	日浦 昭二
	商工観光課長	相田由紀夫	農林課長	西崎 悟
	建設課長	萬代 喜正	下水道課長	東岡 秀樹
	水道課長	辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名				議会事務局長 原 田 公 夫
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
議員の指名	6 番 西村良彰君	7 番 井上洋一君		

平成19年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 研修報告
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 認定第 1号 平成18年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第 2号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第 3号 平成18年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 平成18年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 6号 平成18年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 7号 平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 8号 平成18年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 認定第 9 号 平成 1 8 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 0 号 平成 1 8 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 1 号 平成 1 8 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 2 号 平成 1 8 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 3 号 平成 1 8 年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について

平成19年第4回砥部町議会定例会

平成19年12月6日(木)

午前9時30分開会

○議長(栗林政伸) 現在の出席議員は18名です。定足数に達していますので、平成19年第4回砥部町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。



### 日程第1 行政報告

○議長(栗林政伸) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 12月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、年末で何かとご多忙のなか、ご出席をいただき、ご提案申し上げております議案等についてご審議を賜りますことに対し、心から感謝申し上げます。今年も、省みますと、いろいろなことがありました。特に、政局は波乱続きで、我国の行末を心配せずにはおれません。参議院選挙で自民党が大敗し、衆参のねじれ現象が生じております。そして、安倍総理の突然の辞任、福田総理の誕生、さらに参議院で大勝した民主党も、小沢代表が突然の辞意表明、そして撤回。国民には理解できないことが度重なりました。これら一連の動きを見ておりますと、荒波に乗り出した日本丸を、安全に航海するために、船長や乗組員が議論しているという姿ではなく、乗船客をそっちのけで、舵取り争いをしているように思えてなりません。もう少し、国民の目線、地方の目線に立って、分かり易い、安心できる国政を期待したいと思います。

さて、砥部町も新町となって3年を経過することになります。砥部町を含め、合併をした各市町村は、交付税の特例措置を受けながらも、むしろ合併前よりも厳しい財政状況に陥り、これから先の行財政運営に強い不安を感じずにはおれません。議員の皆様もご承知の通り、社会保障費が増大する中、本町では、経常的経費を大幅に縮減し、これ以上のカットは困難なところまで来ております。歳出をこれ以上縮減できないとなりますと、歳入を増やす工夫をしなければなりません。今、本町も行財政改革を進めておりますが、もう一步踏み込んで、「税金が平等に、そして有効に使われているか。」また、「受益が特定の方に限られるものは、適正にご負担をいただいているか。」といったことを、改めて検証し、受益と負担の均衡を図っていかねばならないと思っております。そして、厳しい財政ではありますが、観光客誘致、企業誘致、また農林業や砥部焼などの地場産業の振興に努めるなど、町民の皆様が潤う地域経済の活性化施策を展開していかねばならないと考えております。どうか、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただいております議案等につきましては、継続審査となっております平成18年度決算認定が13件、専決処分の承認2件、条例の制定、改正に関する議案その他14件、補正予算に関する議案6件、行政委員の同意案件5

件であります。補正予算につきましては、今回、一般会計で5,078万2千円の追加をお願いし、累計で60億7,336万2千円になっております。特別会計では、3,314万6千円をお願いしており、本町の13会計の総累計は141億7,929万4千円になります。内容につきましては、いずれも詳細にご説明申し上げますので、ご審議を賜り、ご議決ご承認くださいますようお願い申し上げます。なお、行政報告につきましては、この後、副町長が行いますので、よろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 柳田副町長。

○副町長（柳田穂） 私から9月定例会以降の行政の概要についてご報告をさせていただきます。お手元に配布させていただいております、行政報告をご覧ください。

まず平成19年度職員採用試験を、10月14日に一次試験を、11月18日二次試験を実施いたしました。受験者数は、初級土木が3名、保育士が29名、保健師12名、消防士23名です。その内採用内定人員が初級土木1名、保育士3名、保健師2名、消防士3名でございます。災害時要援護者支援マニュアルにつきましては、高齢者、障害者など自力避難が困難な人を地域で支援するため、災害時要援護者支援マニュアルを作成いたしました。今年11月から対象者の登録受付を開始し、2月、3月で民生児童委員が対象と思われる世帯を訪問して制度啓発と加入要望調査を行い、6月から運用する予定でございます。次に、自動体外式除細動器（AED）の設置でございますが、10台をまとめて購入いたしまして、役場、町総合公園、岩谷ロプール、小・中学校に配置をしております。

次に、入札執行状況でございますが、9月～12月3日までの状況でございます。ただし、12月3日に実施いたしました下水道管渠の一般競争入札につきましては除いておりますが、全体で21件ございまして、設計総額2億1,612万円に對しまして、落札額1億6,149万円。落札率74.7%でございます。内訳で、土木建築及び塗装工事7件の設計額9,635万円に對しまして落札額7,371万円、率は76.5%でございます。水道工事4件につきましては、設計額2,600万円に對し、落札額2,408万円、落札率92.6%でございます。建設コンサルタント委託、その他の委託が8件、設計額881万8千円に對しまして、落札額594万9千円に對し、率は67.5%でございます。物品購入が2件ございまして、設計額559万円に對し、落札額が421万円、率が75.3%でございます。次のページをご覧ください。

愛媛FCのマッチタウンデーでございますが、これは9月定例会以前に行われたものでございますが、8月24日、県総合運動公園で3,121人が観戦する中で愛媛FC対ザスパ草津戦が行われました。町民を対象に、割引券を305枚販売し、小中高生、65歳以上の方に無料券を495枚配布いたしました。また、とべスポーツクラブサッカースクールの子供のエスコートや町特産品即売を行っております。次に、砥部陶街道文化まつりでございますが、11月3日及び4日の2日間、芸術文化フェスタ、町産品フェスタ、広田ふるさとフェスタに加え、秋の砥部焼まつりを行ってお

ります。まつり限定スタンプラリーなどを行い、約2万人の来場で賑わいました。

次に、八倉コミュニティ広場整備工事が、株式会社新開発の施工によりまして10月23日に完成をしております。次に、国道33号「あいロード」ボランティア活動でございますが、10月20日に72の事業所と町職員合わせて542名が、拾町・千足区間の歩道の除草など清掃活動を実施した。今後は、年3回程度実施する予定でございます。次に、町道久保田深田線道路改良工事でございますが、9月27日、株式会社中村組が当工事に着工いたしまして、12月6日現在の進捗率90%でございます。平成19年12月20日に完成する予定であります。

次に、下水道事業でございますが、砥部中央幹線管渠敷設工事の第1工区の進捗率は95%で、予定通り期限内に完成する見込みでございます。第2工区は11月末に完成をしております。第3工区は、12月3日に一般競争入札を行い、その結果、調査基準価格を下回ったため、現在低入札価格調査中でございます。適正な場合は、本定例会最終日に追加提案をさせていただく予定であります。次に、砥部浄化センター土木建築工事でございますが、10月2日に、7億1,295万円で日本下水道事業団と銭高・白石特定建設共同企業体とが工事請負契約を締結し、現在マンホールポンプ槽の工事を行っております。次のページをご覧ください。

農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、平成19年度から新規要望していた北川毛、七折、満穂が9月7日付けで採択されまして、現在活動を展開しております。神の森大橋の塗装改修工事の指名競争入札を9月25日に行いました。株式会社パドスが159万6千円で落札をして工事を行っております。キジの放鳥を9月26日に、猟友会会員の協力の下、松山地方局森林林業課が立野休猟区である万年・川登・玉谷・中野川に100羽放鳥をしております。広田ふるさとフェスタは、11月4日に、道の駅ひろたを主会場に農林産物の展示・即売、和太鼓、獅子舞、ものまねショーなどを行い、3,000人のご来場をいただきました。町民の森「木楽里」2007年記念植樹を11月11日に、町民150名の皆様の参加の下、コナラ200本、イロハモミジ100本、イチヨウ100本を植樹いたしました。併せて町民の森記念碑と植樹者名板を設置し、除幕式を行っております。えひめ産業文化まつりが11月24日及び25日に、愛媛県民文化会館において行われ、砥部町生活研究グループ15名が砥部町の手づくり食品・工芸品を紹介するとともに、他グループとの交流を行っております。自然薯まつりが12月2日に、道の駅ひろた「峡の館」において広田自然薯生産販売組合により自然薯の即売や自然薯料理試食会を行い、2,500人の来場者で賑わいました。

次に、砥部の里めぐり砥部陶街道53次俳句大会が11月4日に、大南武道館において開催され、募集句236句、当日句84句の中から選ばれた優秀作品を披露し、表彰を行いました。また、伝統産業会館館長山田邦男氏により「明治期の砥部焼について」と題して記念講演がございました。次のページでございますが、秋の砥部焼まつりを11月3日及び4日に、伝統産業会館周辺において開催いたしました。約40の窯元による砥部焼対面販売や砥部焼オークション、特産品販売を行い、6千人の来

場者で賑わいました。陶工の顔が見え、陶工と交流ができる対面販売により、一層の砥部焼ファンの定着を期待するとともに、総合司会に小林真三氏を起用し、イベントを盛り上げております。次に、町産品フェスタ・とべ町産品愛用運動ポスター展示を11月3日及び4日に、中央公民館において開催いたしました。17団体による展示即売会及び60点の、町内小学生の町産品愛用運動ポスターを展示し町産品の愛用を啓発いたしております。

次に、ごみ有料化の状況でございますが、10月からの有料化後、燃料ごみの量が対前年比で1割程度減少をしております。なお不適正排出も徐々に減少しております。今後その動向を検証していきたいというふうに考えております。次に、町民の皆様にご迷惑、ご心配をかけました美化センターの事故の発生後、管理体制に万全を期すため順次部品等の交換や温度異常監視自動通報システムの整備を行いまして、安全管理、安全運転に努めております。更に、今議会で火災報知設備設置費に係る予算の補正のお願いをしております。

次に、第3回砥部町老人クラブ大会を9月5日に、砥部町文化会館において会員約300名の参加を得て開催し、金婚48組、白寿5名、米寿81名に祝状及び記念品を贈呈いたしました。百歳の祝いでございますが、八瀬区の久松清子様、9月11日に、八倉区の渡邊敏雄様が10月22日に満百歳になられ、祝状と記念品を贈呈させていただきました。第3回砥部町老人スポーツ大会が9月27日、大南町民広場において約500名の皆様の参加をいただいて開催されました。なお当日、4名の方に高齢者スポーツ功労賞の表彰を行っております。次のページをご覧ください。オストメイト対応トイレ整備工事を11月10日、有限会社さなだ建設が工事に着手いたしまして、11月22日に、庁舎1階の身体障害者用トイレ内へ設置が完了しております。

次に、民生委員・児童委員の一斉改選でございますが、12月1日に、3年間の任期満了になりまして、47名が民生・児童委員として国・県から委嘱されております。内3名については国から主任児童委員の指名をうけております。

次に、保健センター屋根塗装工事の指名競争入札を9月18日に行いまして、株式会社小泉組が207万9千円で落札しており、工事は11月5日に完成しております。以上で行政報告を終わります。

○議長（栗林政伸） これで行政報告を終わります。



## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（栗林政伸） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により6番 西村良彰君、7番 井上洋一君を指名します。



~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（栗林政伸） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、去る11月27日開催の議会運営委員会において、本日から14日

までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月14日までの9日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第4 諸般の報告

○議長（栗林政伸） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より、8月末から10月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。また、入札の執行状況及び普通財産の管理状況について定期監査を実施した結果、良好であった旨の報告がありました。

最後に、本日までに受理しました請願・陳情は、町会議規則第90条及び91条の規定により、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 研修報告

○議長（栗林政伸） 日程第5研修報告を行います。議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（樋口泰幸） おはようございます。議会運営委員会において、10月24日から25日までの2日間大分県の臼杵市及び九重町において視察研修を行いましたのでその報告をいたします。

まず始めに、24日に大分県臼杵市議会において議会による政策提言について研修を行いました。臼杵市議会では市民、市議会、市長、市職員が力を合わせた「四位一体の改革」が新しい自治体へと進化させていくという発想から、議会においても政策を考え、さらに改善提議していくというような機能強化を目的として『政策討論会』を設けていました。

政策討論会は現在2つの部会があり、1回2時間程度で年4回定例会中に開催しています。また、各部会ごとにテーマを決めて討論会をするもので、テーマはまちづくり

の基本である10年長期総合計画の54分野の施策について進捗状況の行政評価の結果から政策課題を読み取り議題としていました。また、議会事務局内に新しく政策調査課を設置し、対応をしていました。政策討論会は議員と市長、副市長、教育長で開催し、政治家どうしの話し合いの場で職員は入らないということでありました。内容は政策課題について市長と自由に討論することで共通理解を深め、浮き彫りになった論点を検証・評価し、積極的に提言していくというものでした。政策討論会は今年で3年目ということで、成果としては議会主催で行った少子化対策と子育てシンポジウムから、インフルエンザの予防を中3まで助成するようになったことがあげられていました。また、現在は有機農業のまちづくりを進めるため議論しているということでした。臼杵市では行政課題を検証するため、サービス評価システムを構築して、市役所の事業・施策について職員がその必要性や有効性を考え、本当に必要な事業かどうか選別し、無駄なく効率的に実施されているか市役所内部で検証するとともに、サービスの受け手である市民の意見を伺い、どのようなサービスを望んでいるかを把握するため、20歳以上の無作為に選んだ1,600人の方から「行政サービス改善アンケート」を行っておりました。メリットとしては、これらの評価が予算編成に直結することで、デメリットとしては評価するようになって職員の負担が増え、残業も増えているということでした。平成18年3月に合併後最初の臼杵市総合計画が策定されたばかりで、今のところ目に見えた効果は出ていないということでありました。これからの取り組み目標としましては、1点目は、政策・行政課題の理解また検証。2つ目は、議員による施策評価。3番目は、市民や企業を対象とした公聴会等の実施。4番目は、政策提言したものに対する進行管理。5番目には、議員による政策条例提案への準備があげられていました。現在、本町では総合計画が策定中ということであり、臼杵市のようなやり方も良いのではと思われました。

次に、25日には九重町の夢の大吊橋を見学いたしました。九重町の夢の大吊橋は平成16年5月に着工され、周辺整備を含む総工費は約20億円で、平成18年10月30日より営業が開始されております。高さ173m、長さ390mで吊橋としては日本一ということでした。橋の上からは日本の滝百選に選ばれた震動の滝をはじめ九酔溪、鳴子川溪谷の雄大な景色が望め、駐車場には店舗等があり、お土産品が販売されておりました。1年間で231万5,135人の入場者があったということで、敷地内に売店を出している指定管理者から予想外の売り上げがあり、町へ1千万円の寄付があったということでした。また、まちづくりで山中に吊り橋をかける決断には勇気がいったと思いますが、結果として、入場料収入がかなりあり、1万1千人余りの町にとっては、まちづくりの成功例であろうと思います。本町の陶街道五十三次の町づくりも、成功例となるよう創意工夫し、結果を出していきたいと思いました。以上で、議会運営委員会の研修報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（中島博志） 報告申し上げます。11月20日から22日までの3日間、産業建設常任委員会において、京都府南丹市日吉町森林組合で森林コン

サルティング業務について、また、同じく南丹市美山町で住民出資の地域おこし事業について視察研修を行いました。

始めに、日吉町森林組合の視察研修であります。日吉町森林組合は、視察が殺到し、全国から注目されている森林組合であります。その理由は、平成8年から始められた日吉の森復活作戦にあります。その内容は、町内の人工林を一筆一筆現地調査し、森林の状況と施業に必要な経費等を併せて記載した森林施業プランを作成し、それを基に、承諾を得て、集団間伐を行うという方法が確立しているところにあります。現在では、98%の山林保有者との長期施業委託を取り付け、将来にわたる森林管理・計画にそった森林事業が進められています。その施業プランには、施業の必要性から間伐本数、作業道の開設ルート、それらに係わる経費、補助金額、間伐材売り上げ想定額、負担額、返却額などが、写真や図面とともに明記されており、将来の山づくりをどうすべきか、といったところまで提案されています。砥部町においても第三セクターのグリーンキーパーが運用されていますが、地域森林の管理と整備を進めていく上で、無駄の徹底的排除と情報の共有化、また、すぐにでも取りかかれる改善策も多く、非常に参考となる話を聞くことができました。

次に、美山町北村地区かやぶきの里の地域おこし事業についてですが、現在、北村地区は50戸の集落のうち38棟がかやぶき屋根建築で、その他の伝統的技法による建築物群を含め、歴史的景観の保存度の評価が高く、平成5年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。選定されたことにより、年間72万人が訪れ、増えすぎた観光客による生活環境悪化が課題となり、北村地区住民は、原風景を壊さないよう保存と再生に努め、「売らない・こわさない」を協定の柱に、次の時代につなぐため、自分たちの手で守り育てた自然の資材を使った家に住み、まわりの田畑、山野から四季それぞれの恵みを頂き、かつては、ごく当たり前であったその暮らし風景を、今再び、新しい形で取り戻そうとしています。その取り組みとして、「かやぶきの里保存会」を組織し、公民館、農事組合、かやぶき屋根保存組合などと連携し、歴史的景観の保全と地区住民の生活との両立を目指して検討を重ねた結果、地区住民が出資して有限会社かやぶきの里を設立し、建造物の維持管理と観光施設の運営を組織的に行っていました。本町では、内容は違いますが、地域おこしの先例として、七折集落が一体となり、環境に配慮した梅の産地化をより一層推進するため、新たに農事組合法人を設立して地域づくりに取り組む姿勢と相通じるものを感じました。今回、美山町を訪ねて、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、そこに住み続けるには、選定された地区はもちろん町全体が知恵を出さないと住み続ける目的・意味が明確にならず、改めて住環境とは、地域を愛することはどういうことか考えさせられました。地域づくりに取り組む姿勢として、行政の援助だけでなく、地域住民参加の大切さを認識した視察研修でありました。以上で、産業建設常任委員会視察研修報告を終わります。

○議長（栗林政伸） これで研修報告を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（栗林政伸） 日程第6一般質問を行います。

質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。

それでは、質問を許可します。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番、玉井でございます。後期高齢者医療制度についてと、小学生の体力の危機的について、2点お伺いをいたします。

自公政権が強行した医療改悪法により、来年4月、「後期高齢者医療制度」が導入されようとしています。75歳以上の人を「後期高齢者」と呼んで他の世代から切り離し、制限のない負担増と差別医療を押し付ける大改悪です。

いま、「後期高齢者医療制度」の中身が知られてくるなかで、高齢者・国民、自治体、地方議会、医療関係者などから、いっせいに批判の声が沸き起こっています。福田内閣、自民・公明の政権与党も、現行制度で健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収する事を半年程度延期する、70歳から74歳の医療費窓口負担を2倍に値上げする事を1年程度延期するなど、医療制度の一部「凍結」を言い出さざるを得なくなっています。

小泉・安倍内閣の6年間、高齢者は、所得税・住民税の増税、国保税の値上げ、医療の窓口負担引き上げなど、あいつぐ負担増に悲鳴を上げてきました。「後期高齢者医療制度」に国民の批判が広がっているのは、この制度が75歳以上の人を国保や健保から追い出し、高い負担を無理やり徴収しながら、必要な医療を受けられなくする空前の改悪だからです。新制度が導入されると、75歳以上の方は、今加入している医療保険を脱退させられ、新しい「後期高齢者だけの医療保険」に組み入れられます。1人当たりの保険料は厚生労働省が「平均的な厚生年金額」としている年金収入208万円を単独者で見ると、全国平均の年間保険料は8万4,288円。厚生省試算の7万4,400円を1万円近くも上回る結果となっており、高齢者に重い負担増を強いる制度の問題が浮き彫りになりました。最高は福岡県の11万750円。最低は長野県の7万1,700円。愛媛県は年金208万円の単身者の保険料は8万4,800円ですが、実際の保険料は、収入や世帯構成などによって、一人ひとり異なっております。

お尋ねいたします。後期高齢者医療制度の愛媛県保険料は、以上申し上げたように間違いないか。保険料は、都道府県ごとに設置された広域連合で決める事になっています。組織は、首長や、市町村の議員の中からの互選です。本町はどのような形で選任されるのかお尋ねします。重大な問題は、現在、サラリーマンの「被扶養者」として健保に加入している人も、新制度移行後は、保険料が徴収されます。あらゆる世代のなかで、75歳以上の人だけは、どんな低所得でも「被扶養家族」から切り離す、こんな差別的な医療制度は許されるのでしょうか。愛媛県で、今まで家族の扶養で保険料無料であった人は20万2,635人です。砥部町にサラリーマンの「被扶養者」は何

所帯おいでか。保険料は、高齢者一人ひとりが全員支払うことになっているうえ、原則として年金から天引きする過酷な仕組みになっています。また、保険料を滞納した高齢者から、保険証を取り上げる無慈悲な制度です。砥部町はどのような立場をおとりですかお尋ねをします。人は誰も年を取ります。若いころは元気でも、高齢者になれば、いろいろな病気が出てきます。ヨーロッパ諸国などで、「国民皆保険」が確立している国の中では、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけている国はありません。しかも、自公政権が導入しようとしている最大の狙いは、現代版「姥捨て山」と批判されているように、重い保険料負担と貧しい医療内容を、75歳以上の高齢者に押し付けることです。最後に、「後期高齢者」として世界から切り離し、負担増と差別医療を押し付ける同制度の実施時期が近づき、中身が知らされるなかで、制度の「凍結」や「見直し」を求める意見書などを採択した地方議会が短期間で200自治体を超えるなど反対の声が広がっている中で、自民・公明政権も改悪の「一時延期」を言い出さざるを得なくなったものです。

小泉内閣以来、社会保障予算の自然増さえ認めず、すでに年間1兆4千億円が削減されております。その結果、医療、年金、介護など社会保障のあらゆる分野で、負担増と給付削減が押し付けられ、社会保障から排除される多くの人々を生み出し、国民の暮らし、不安を広げています。憲法25条は、全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、憲法の花精神にもとづき、広範な国民の運動を結集して「後期高齢者医療制度」を中止に追い込み、国民の健康と命が守られ、年間5兆円に及ぶ軍事費にメスを入れれば、消費税に頼らなくても財源を確保できることを示し、アクションを起こすべきだと考えますが、来年4月からの実施についてどのようにお考えか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、小学生の体力の危機についてお尋ねいたします。小学生の運動能力は20年前をピークに低下し始め、ここ10年間は低水準のまま推移していることが10月7日文部科学省が公表した。同省は現状について「これ以上下がりようがない危機的な水準ではないか」と指摘しています。調査は06年5月から10月、6歳から12歳の男女約計7万4千人を対象に実施。今回は、小学生の体力が低下する経緯に注目して分析が行われました。それによると、小学6年の男子の50メートル走、小学6年の女子ソフトボール投げ、立ち幅跳びなど他の種目も含め、20年前から10年前にかけて平均記録が急激に悪化した後に下げ止り、最近の10年間は、ほぼ横ばいが続いております。文部科学省スポーツ課は、運動能力の低下傾向に歯止めがかかったというより、最低限のレベルまで落ちてしまったと考えうるべきではないかとし、原因としては、ゲームで遊んだり、エレベーターで移動したり、運動不足の生活が定着していることをあげ、将来、高血圧や糖尿病などの生活習慣病にかかる大人がさらに増える危険性が高いと警告しています。

お尋ねをいたします。平成12年に、『子どもの「足」と健康について』と題して、「足」の研究をしている桜美林大学の阿久根教授の警告を参考に一般質問をしています。その一環として、「四国一週マラソン」の中止の理由は教育委員会からの方針か、

先生の都合か、また父兄の要望かわかりませんがと質問をいたしております。当時の久保教育長の答弁は「子どもの戸外での遊ぶ姿が減っている。子どもの体力、気力の低下が問題であり、運動不足が原因である、健康づくりの一環として四国一週マラソンは朝、目がさめていない子に、体に悪い、距離や速さを競わせることはよくない」との理由で中止された様子です。全国的に体力の低下が叫ばれているなか、砥部の子どもの体力はいかがか。生活習慣病の予防のための計画の対策は考えておいでか教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、玉井議員のご質問にお答えします。始めに、後期高齢者医療制度は町独自の制度ではなく、法律で定められた制度であるため、法律あるいは広域連合の決定に従い、適正に実施して行きたいということをまずもって申し上げておきたいと思えます。それでは、今ご質問していただいた中で、1点目に、額でございますが、6,200円ということが11月の会議で決定されました。それから2番目の、本町よりの選任ですが、首長の私が議員として参加をしております。その他につきましては総括的にお答えをさせていただきます。そして4点目にご質問をいただきました、この制度改正で新たに保険料を払うことになる方の人数は、10月末現在におきまして、砥部町で478人いらっしゃいます。そして総括で申し上げます、この制度に対する本町の考え方でございますが、ご承知のとおり、わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行など、大きな環境変化に直面しており、この国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり維持可能なものとしていくためには、医療費制度の変革は、時代の流れとして致し方ないものと思っております。社会保障費の増大、冒頭でも申し上げましたように、そういうものがこれからもかなり進んでまいると思えます。そういう中で、やはりある程度の負担というものは避けられないのではないかというふうに思っております。出来るだけ抑えていただきたいというのは本心ではございますけれども、国の流れ、その他いろんな問題も含めて総合的に解決判断をしていかなければならないのではないかとこのように思っております。

次の、小学生の体力向上につきましては、教育長の方で答弁しますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（栗林政伸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。玉井議員さんのご質問の中にもございましたように、国といたしましては、国民の体力や運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることのために、毎年、体力・運動能力調査を幅広い年齢層にわたって実施をしておるわけでありまして。その調査結果によりますと、子ども達の体力、運動能力は、昭和60年以降、低下傾向にあります。本町の小学校6年生の体力テストの状況を全国平均と比べてみますと、全般的に見てみまして、男女ともソフトボール投げでは優れ

ているわけですが、50m走や立ち幅跳びなど、それ以外の種目において全国平均より下回っておるといふことをごさいます。マラソンや縄跳びなどを実施している学校においても同じ状況をごさいます。文部科学省が、現在策定中の、次の学習指導要領で小学校の体育の授業の時間を約10%増加する方針を示しているところをごさいます、長期的には改善が期待できるものではないかというふうにごさいます。また、朝食を食べないこと、あるいは睡眠不足など、生活習慣の乱れがあるという子どもについては、体力・運動能力が低い傾向にあるということが全国の調査でも分かっております。学校での体力づくりだけでなく、各家庭におきましても、早寝早起き朝ご飯といった規則正しい生活習慣を心がけていただくように、呼び掛けてまいりたいというふうにごさいます。ご質問にごさいました、四国一周マラソンにつきましては、砥部小学校では毎朝行っておりましたものを、回数を減らして従来の形で継続して実施をしておりますが、麻生小学校、宮内小学校については業間マラソンという形で行っておるところをごさいます。その他の各校におきましても、四国一周マラソンというネーミングは行っておりませんが、そのマラソンに代わる体力づくりというふうな形で、縄跳びなどを行っておきまして、発達段階に応じた体力づくりに努めておるところをごさいます。

体力という考え方でございませうけれども、玉井議員さんのご質問にもございませう、運動能力の四国一周マラソンも大切なことをごさいますけれども、体力全体を捉えてみますと、体力といひますのは運動能力を基盤といたしまして更に意欲、持続力、集中力、忍耐力こういったものを含んで、いわゆる心と身体との総合力という捉え方をするのが体力であろうと思っておりますので、一つの方法としての四国一周マラソンというネーミングの運動能力を発達させるということは大事かと思ひますけれども、あらゆる面からの体力づくりということに取組んでまいりたいというふうにごさいます。以上でございませう。

○議長（栗林政伸） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 高齢者医療制度についての町長の答弁をいただいたわけですが、ちょっと1つだけ確認したいんと思ひますが、この保険料について聞き漏らしたんですが、再度お尋ねいたします。それから今までずっと、広報にも入っております、後期高齢者医療を受けますというふうなことと、それから町報にも20年4月から後期高齢者医療制度が始まりますというパンフが入っておりますが、このパンフにつきましても、私、具体的なことがでてないような気がしていかんのですが、と言ひますのはやっぱり先ほど申し上げましたように料金がどのようになるか、それは各地方では違ふというのをごさいます、そこらをもっとやって、一番大事なことは、申し上げましたように、この後期高齢者については、一番大きな問題は、先ほど言ひましたように、被保険者はずっと家庭で、本人の扶養については払っておるのが単独になるというふうなことをごさいますので、先ほど478名という答弁でございませうが。

それから、もう一つ大きな問題は、保険料滞納者の措置はどうするかということ

す。大体、国保にせよ何にせよ、払ってない人は切り捨てるというようなことをやるのかどうかということでございます。そういうようなことを含めまして保険料を滞納した家庭から、保険証を取り上げる無慈悲な制度ということになっております。この制度の撤回と、少なくとも来年から4月から実施を要求すべきだと思いますが、重ねてお尋ねいたします。最後に申し上げますが、私が言ったって無駄なことだというようなことが度々となっておりますが、やはりそういうことをよく考えて、先ほど申し上げましたように、憲法に定められたことをやるということでございます。

それから、小学生の体力の問題ですが、四国一周でございまして、やはり久保前教育長の答弁と現在の答弁が一緒でございますので、ずっとつきすすんでやられておるんではないかと思っております。それから今、小学校を見ますと、校庭で遊ぶ子がえらい少ないように感じるのは、私1人だけのことではないと思っております。やはり外遊びが減る中で、運動する時間が少なくなるにつれて、子どもの体力は低下してきたが、専門家は指導者も新しいトレーニング理論を勉強し、効果的指導をすべきだということでございます。家庭や地域では今以上に子どもたちが運動やスポーツと触れ合える機会、場所をもっとつくり、子どもたちが、楽しみながら体力向上させていく事が望ましいと言われております。このことをやはり家庭であろうが、学校だろうが、一緒に子どもの体力増強のために、それこそ考えながら努めなければならないと思っております。真に申し訳ありませんが、声が出ませんので、このあたりで中止させていただきます。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 玉井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。私は玉井議員さんを尊敬しておりますし、決してそのような態度で答弁もしたことはないというふうに思っております。もし、そのようにお考えでしたら、これは私の人間的修養が足りないというふうに思っておりますのでお断りをして、また、私も一生懸命勉強していきたいというふうに思っております。

まず保険料の件ですが、6,200円に11月25日だったと思うんですけど、県の方で決定をいたしました。後期高齢者制度の皆さんへのお知らせがちょっと遅れていると、これは私も感じておりますが、今、順に議会で決めていっているような状況でございます。そして、先ほどご指摘もいただきましたように、半年遅れの実施とか、いろいろ流動的な要素がたくさんございます。そういうことで決まり次第、順に、皆さんにはお知らせをしていきたいというふうに思っております。

そして3番目の滞納者の措置でございまして、今、国民健康保険でやっておるような形になるのではないかと私は思っておりますが、これも後期高齢者の、県段階での、広域連合の中で決まりますのでそれに決まりましたらその方向で実施をさせていただくということになると思っております。以上で私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（栗林政伸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 玉井議員さんの再質問ということで、お答えになるかどうか分かりませんが、考え方というようなところあたりを申し上げてみたいと思っております。子どもの体力というふうなことについてご懸念をいただきまして、私どもの方と



いたしましても、長い目で取組んでいかなければならないというふうな考え方でございますけれども。まず体力ということにつきましては、体力は人間の活動の源ということでございまして、健康の維持の他、先ほども申し上げましたように、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっておるものでございまして、今、学校で教えております「生きる力」、これの重要な要素でございます。子どもたちの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、社会全体の活力や文化を支える力が失われることにもなりかねないと懸念されるところでございます。子どもたちの心身の調和的発達を図るためには運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など、健康的な生活習慣を形成することが必要でございます。そのためには幼い頃から体を動かして、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成することが必要であると思っております。当然、学校だけですべてをまかないきれぬものではございません。教育基本法にもございますけれども、教育の第1次的責任は家庭でございます。家庭との連携等も図りながら子どもの将来の体力づくり、健康づくりに努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 玉井啓補君の質問を終わります。一旦休憩します。再開は10時45分です。

午前10時32分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~

○議長（栗林政伸） 再開します。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上洋一でございます。2点質問いたしたいと思っております。

1点目は姉妹都市・友好都市についてであります。2点目はPPPについてを質問いたします。

姉妹都市は、住民の文化交流や親善を目的とする都市間の結びつきであり、友好都市とも言われます。姉妹都市という表現は、アメリカ英語のSister Cityに由来するもので、イギリス英語ではTwin Cityというなど、各国語で様々な表現が使われております。「都市」という単語は、欧米では女性名詞とされているため、「姉妹」都市といわれています。一方、ロシアでは男性名詞とされているため同じ目的の提携でも「兄弟」都市と言います。また、国によっては、「姉妹都市」という呼び方ではどちらが姉でどちらが妹か、つまりどちらが上位にあるかという議論にもなりかねないことから、代わりに「友好都市」という表現が使用される場合もあります。

日本においては「姉妹都市」を規定する法律があるわけではありませんが、一応の要件としては、1つ、両首長による提携書があること。2つ目、議会の承認があること。3つ目、交流分野が特定のものに限られないこと等が挙げられます。松山市はアメリカのサクラメント市、ドイツのフライブルク市などと姉妹都市盟約書を締結、韓

国の平澤市とは友好都市協定書を締結しております。砥部町は、人口約2万3千人。砥部焼とみかんの里、また自然の残る林業地区もあります。グローバルな視点でいえば、外国の都市であります。友好という視点でいえば国内の都市でも良いと考えます。砥部町の人口2万人程度の町も一考かと思えます。友好相手は砥部町のような「山の国」あるいは反対の「海の国」どちらでも良いと思えます。経済・文化・スポーツ・教育などの様々な分野での交流ができます。当然のこととして、自分たちの町の歴史、風土を大切に、相手を信頼してこそその友好が大事であります。大局的見地に立ち、姉妹都市・友好都市締結を実現していただきたいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

次にPPPについてであります。Public・Private・Partnershipと称される官と民の連携事業わが国でも増えはじめたところであり、PPPの特徴は、「リスクとリターンの設計」と「契約によるガバナンス」であります。この「リスク」と「契約」という概念により癒着や談合とは無縁になると思えます。日本においては、構造改革路線のもと、PFI方式や市場化テスト法、指定管理者制度などが導入され、「財政赤字」対策が行われています。もはや「官」のみで政策をすすめていくことは困難であり、「民」を上手に生かさなければ、再生はなしというところであり、新潟県南魚沼市にヤマト運輸のコールセンターが開設されました。立地場所は合併前の議会議場であり、遊休化したスペースを提供したのであります。民間企業誘致により、新たな200人の雇用が生れるとのことであります。また、マスコミ報道でご覧になった方も多いたと思いますが、山口県美祢市に誕生した刑務所があります。政府すなわち「官」の分野である刑務所を民間に開放し、職業訓練、給食サービス、建物の維持管理などを「民」との連携で行うということであり、砥部町も国・県の指導により、総合公園、文化会館、交流ふるさと研修の宿及び農村工芸体験館等多くの施設に指定管理者制度を導入いたしました。理由は、「財政赤字」の対策であり、将来にわたり、町民サービスの視点との整合性をどこまで追及するかということであると考えます。従来考え方ではなく、今まではこうだったということではなく、財政健全化と住民サービスに向けた新たな発想が大事であると考えます。その手段の一つとして「PPP」について検討をしていただきたいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○砥部町長(中村剛志) ただ今の井上議員のご質問にお答えをいたします。1点目の、「姉妹都市・友好都市について」でございますが、姉妹都市交流は、地域レベルでの交流の重要なツールとして、その役割を果たしてきました。現在は、市町村合併により市町村が整理統合されたこともあり、数的には横ばいの状態にあります。本町では、国際交流事業として、平成10年度から3年間、一般住民の方々を海外に派遣して研修をしていただきました。また、平成13年度からは、中学生を海外に派遣いたしております。青少年をとおして交流のきっかけづくりを行いました。姉妹都市提携までには至りませんでした。民間レベルでは、砥部ライオンズクラブが、長崎県の長与

ライオンズクラブと姉妹クラブ提携をしております。長与町は、砥部町と同じく、県都長崎市のベッドタウンとして発展した町で、昔、長与三彩という焼物を通じて交流もあり、砥部町議会の皆さんの研修がご縁で交流が始まったと伺っております。私自身も、全国大会などで、長与町の葉山町長と交流を深めているところでございます。姉妹都市の提携にあたっては、国内外とも、地域住民の相互理解と活発な住民間交流が促進されることが重要であると思います。住民の皆さんが主体となり、住民と住民との交流運動から、教育交流、文化交流あるいは経済交流へと発展して行く中で、行政が必要な支援をすることが望ましいと考えております。

2点目のPPPについてのご質問でございますが、PPPやPFI、DBOのことが注目をされております。行政と民間とが役割を分担して連携し、公共サービスや地域の再生、技術の開発など、様々な公共的分野の事業を効率よく実現していく仕組みと伺っております。近隣では、松山市の西クリーンセンターがあります。本町では、平成18年10月に『砥部町における公共サービスの民間委託等の推進に係る指針』を策定し、行政と民間の役割分担の点検を全庁的に行い、民間活力の導入を推進しています。指定管理者制度の導入はこの指針に基づいて実施しているものであります。公共サービスの民営化を推進していくにあたっては、それぞれの公共サービスの特徴と現在の提供方法などを踏まえつつ、いろいろな組合せから、その方向を検討していく必要があると思います。民営化した方がより効率よく税金が使われ、大きな成果が出ると判断されたら行政から民間へバトンタッチするのがいいと思われれます。財政状況が厳しさを増す中で、これまで同様の財政支出を確保することは非常に難しくなってきました。行政が独占してきた公共サービスの提供の分野に、民間企業やNPOなどを活用していくこと、すなわちPPPの導入は、財政支出の削減のみならず、公共サービスの向上にも寄与するもので、より効率的で効果的な行政経営を実現するための手段として活用しなければならないと考えております。以上で、井上議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 再質問いたしたいと思っております。インターネットをちょっと見てみますと、この姉妹都市の関係ですが、フランスのドーム市と山梨県の勝沼町というところだと思っておりますが、姉妹都市を提携しております。この勝沼町の人口は分かりませんが、フランスのボヌ市というのが、人口が約2万人だそうでありますので、どうも昭和51年、勝沼町がこのフランスのボヌ市と姉妹都市提携をしたと、インターネットの方に載っております。どうもこれは葡萄栽培とワイン醸造の研修に渡った町民の関係で姉妹都市に発展していったというようなふうに乗っております。もう1点は、友好都市の関係ですが、この勝沼町と中国のトルファン市、ここは約22万の人口だそうありますが、ここもどうも葡萄が関係しているようでありますので、この勝沼町という町は、人口は分かりませんが、この姉妹都市・友好都市を締結しているもようであります。ちなみに松山市とサクラメント市、アメリカのサクラメント市との盟約書を見てみますと、城と砦を中心とする歴史的背景や、香り高い文化的

資産等の共通性を認識し合い、ここに両市議会の賛同を経て、国際姉妹都市提携を行うという盟約書を締結されておりますので、どうもここも共通の土俵があったようでもあります。またドイツのフライブルク市の関係は、文化・教育・経済を中心にと、松山市が1989年4月に松山市が松山市制100周年を迎えるにあたり、ドイツのフライブルク市と提携したもようでもあります。砥部町もそういう意味で言えば砥部焼とか農林業ございますので、そういう分野を生かしながら検討していただきたいとこのように考えております。この松山市の姉妹都市は現在の中村時広市長の前の、お父さんの中村時雄さんが市長の時の、どうも締結みたいであります。

それとPPPの関係ですが、このPPPというのは、以前に私の記憶ではイギリスのサッチャー首相がPFIを昔導入したもようでもあります。その後、ブレア政権になりまして、ブレア政権からこのPPPに変わったと記憶をしております。記憶が定かではありませんので、間違っておれば訂正したいと思います。そのような観点からこのPPPについてはまだ日本の市場では8兆円くらいの、まあ10兆円ですか。巨大市場があるとの見方を東洋大学の先生がされております。ただ問題が2つあると。第1の問題は人材不足であると。こういう検討している人が少ないということで、人材不足が第1の問題であると。それと官と民という行動原理が正反対の関係でございますので、この領域を理解できる人材は本当に少ないであろうという点です。もう1点は、決定することは官が決定しますので、まあ言えば行政です。官が決めて民に委託するというような格好になりますので、官の考え方ですよね。このへんで内容や手法などいろんなケースがでてくるだろうと思いますので。そのへんの問題があるというのがこのPPPの問題点です。私が以前この、ずっと古いんですがPPPをちょっと勉強している時には、イギリスの考え方でいえば、これは昔の第三セクターではないかと。日本式第三セクターでないかと言われておりました。ですからこれは日本では不要であります。ですからその当時サッチャー首相がPFI方式を導入したと。プライベート・ファイナンス・イニシアティブですが。ですが、また再度今度PPPを復活してきたと。これはなぜかと言えば、アメリカ型のPPPを導入してはどうかということなんです。これもちょっとインターネットを見たんですが、アメリカの方では例の双子の赤字以来、これが進んだそうです。アメリカ型PPPが。これで1点だけ関係する部分があるんですが、2005年です。2年前です。愛知万博が開かれたことは皆様ご存知のとおりだと思います。この愛知万博のアメリカ館ですが、アメリカ館ではパビリオンの関係でPPPがとられたと。官の部分といえば国務省の担当官が1人だけ常駐して、それ以外はすべて民で愛知万博のアメリカ館を運営したというそうであります。当然ホワイトハウスのほうで任命されてこられた官の方は別ですが、その方の往復の旅費と宿泊費くらいですよ。そのくらいしか官はお金を支払っていません。日本の場合はこの愛知万博は大成功だったと評価しておりますが、日本政府も地方自治体も含めて、かなりの税金を使ったのではないかといわれております。また愛知万博に対して、投資に対する効果について検証が行われたのかどうか、私たち国民としてはよく分かりません。一部の方はお分かりなんでしょうけれども。そん

なことで、アメリカはあまり税金を使わず民に委ねて十分なアウトプットを得ていると。こういうことだそうです。そういうことなので、やはり官の皆様もこのあたり検討していただきたいと私は思います。これはPPPが良いのか、PFIが良いのか、いろんな分野で今、新しい発想がどんどん出てきております。私自身もそんなに詳しいわけではございませんので、問題提起をしておきたいと思います。ただ1点申し上げたいのは、町長だけが答弁するのではなくて、課長さん皆さんも、自分の担当課以外でも積極的に関わって、やはり問題提起をしていただきたいと私はそんなふうに考えております。簡単でいいですから答弁をお願いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○砥部町長(中村剛志) まず、友好都市・姉妹都市の関係でございますが、たまたま一昨日、中国の河南省の西安のちょうど隣、2時間ほど行った所の方が5名で砥部町へみえられました。その中で、将来的に私の町も焼物の町ですのでぜひ交流をしていただきたいというお話もいただきました。そしてびっくりしたんですけれど、河南省は1億の人口があると。その市が1千万の人口があるということで、まず1千万の人口と言うと、もう東京ということでございますので、まずびっくりをいたしました。これからいろんな国との交流も当然でてくると思いますし、日本内の都市との交流もでてくると思います。そういうなかで、町民の皆様のご理解も得て、そしてまた交流を深めていくということは、砥部の町のまたひとつの大きさにもなると思います。ということで、この点についても我々は勉強を積んでいきたいと思っております。

次にPPPの件でございますが、これもたまたま1週間程前に政府系の銀行であります、日本政策投資銀行の松山の所長が来られまして、この方もいろんな会で懇意にいただいているわけなんですけど、砥部町もこのPPPとかPFIを活用して下水道とか、将来に起こるであろう中学校の建設とかそういうのも含めて検討してはどうかという提案、そしてまた冊子もいただいております。そういうことで、先ほど井上議員さんが言われましたように、私だけではなくて町の職員全体がこういうことに興味を持つと言いますと語弊がありますけれども、勉強していくというのが大事ではないかと思っております。そういうことで、このPPP、PFIそういうものについて勉強を重ねていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（栗林政伸） 7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） ありがとうございます。前向きな答弁だと解釈しております。私自身もこういういろんな分野に関わるのが好きな方でございますので、私自身もドイツの方に行ってきましたら、やはりドイツは環境問題では、私は先進国だろうと思っております。原発を造らないという分野はまた別の話としまして、原発が無いので、あの国はどうも外の国から電気を借りていると。これはまた問題だろうと思っておりますが、特に環境問題で私が感じたのはデパートで買物をします。デパートを出る時点で全部包装紙を外していますから。当然中身だけを持って帰ります。当然私も買物をしまして包装紙はいただきません。包装紙自体がごみになりますから。そんなふうに国民自らが環境に取り組んでいるとこういう点は、私は学ぶべきだと思います。ですから、今い

ろんなマスコミ報道で、海外視察の問題など出ておりますので、あまり海外のことは言いにくいのですが、やはり良い事を学んで砥部町でそれをやっていると、こういう姿勢が大事だと思います。ですけど、私は海外に行けといいよるわけではないんですよ。ですけどこんな時代ですので、出来るだけ国内でも結構なんで、そういうほんとは進んでいるところを見て学習すると。この意欲を持っていただきたいと思います。そんなところで砥部町の役場、皆一丸となって考えていただきたいと思います。以上答弁はいいりません。終わります。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番。宮内光久でございます。私は2点について質問をいたします。

まず1点目は、職員の登用制度についてでございます。平成18年に3月に策定した、定員適正化計画に基づく削減計画の中で、町の職員数は合併前の16年4月から比較すると18年4月時点では7名減の221人になっております。職員は正規職員と非正規職員に分かれますが、非正規職員の中には、特殊な資格を持って仕事をされている方が大勢おられます。今現在、何名おりますかお知らせをお願いします。19年3月保育所の常勤職員は46名。その内非正規職員が27名。幼稚園の常勤職員は19名で、その内非正規職員は6名となっているが、この人数は今現在も変わっていないかお伺いをいたします。また、責任の重い仕事に関わらず賃金は低く、肉体的、精神的にも疲労している現状の中、将来に希望をもって働ける職場にすることが大切だと思います。採用についてはあくまでも試験でとのことであるが、子供の教育のことを考えると、非正規職員では力が入らないと思います。そこで3年間継続して就労した場合、登用試験等を実施し、合格すれば正規職員として採用できる制度をつくってみてはいかがでしょうか。特殊技能を持っておられる方は特に採用されるべきだと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に第2点目でございますが、愛媛県総合運動公園の通り抜けについてでございます。現在、愛媛県総合運動公園については、砥部側西口門から入場し30分以内であれば、砥部側、また入った所から出るならば駐車料金は無料でございますが、砥部側から入って入口と違う、松山市上野町側、東口門になりますが、出た場合は30分以内であっても普通車で300円の料金を払います。そこで砥部側から松山市上野町側に通り抜けした場合、30分以内であれば無料になるよう、県または関係機関に働きかけができないものでしょうか。無料で通り抜けができるようになれば町民にとっても、また原町地区の交通渋滞の面からも随分良いと思いますが、この点について町長のご見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の宮内議員のご質問にお答えします。まずはじめに、「職員登用制度について」のご質問ですが、特殊な資格を持つ職員の数ですが、職務に必要な主な資格や免許を有する職員は、国保診療所に勤務する医師1名、看護師2名、保育所、幼稚園に勤務する保育士が53名、教諭が20名。保健センターなどに勤務

する保健師8名と栄養士2名の合計86名でございます。そのうち47名が臨時的任用職員となっております。2点目の、臨時職員の正職員への登用制度につきましては、正規職員は、職員数の適正化を進める中で、行政の継続性を基本として採用しております。採用試験は、年齢構成や専門性などを考慮し優秀な人材を確保するため、競争試験により実施していますが、採用試験の受験資格を、臨時的任用職員の中からのみ認めることは、地方公務員法第22条第6項に「臨時的任用は正式任用に際し、いかなる優先権をも与えるものでない」と規定されております。採用試験の公開・平等の原則からも臨時に任用した職員を優遇することはできません。学力試験だけでなく実地能力で採用することに意義はありますが、現在の法的な縛りもあり、ご質問の登用制度をつくることは出来ないと考えております。

次に、「県立総合運動公園の通り抜けについて」でございますが、丁度このような質問といたしますか、平成19年今年の4月に、県立総合運動公園の通り抜けについて住民から知事の方へ提言がされております。その提言に対し、県は3つの理由を挙げて、県立総合運動公園内を通り抜けすることはできないと回答をしております。まずその理由の1点目でございますが、中央道路は、公園を管理し、公園利用者が利用することを目的に設置していること。2点目は、駐車料金300円は、駐車場の管理経費等に充てるため、利用者に負担をお願いしていること。3点目は、通り抜けを可能にすると公園を利用しない車両が増加し、公園利用者の安全を阻害すること。また、通り抜けた車両は園内で一時駐車したものととして300円いただいているようであります。誤った通行を防ぐため、料金所の手前に「通り抜け有料」と表示しており、公園管理において通り抜けるということは、想定していないようです。確かに、宮内議員のおっしゃるとおり、通り抜けすることができれば便利ではあります。以上のことから、県立総合運動公園の通り抜けは、現時点では許可されないものと考えております。以上で、宮内議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） まず1点目は登用試験についてでございますが、まず職員、非正規職員、正規職員については先ほど町長の方から答弁がありました。この行政報告の中にもこのように、初めてですね、今日、初めていただいたわけでございますが、是非ですね、まず私がこの問題としているのは、この切羽詰まった折にですね、もし保育士とか保育所の先生とか、もし消防士とか、そういう特殊な資格を持っている方がいない場合、今回もそうでしたが、慌ててやるよりも、やはり最低基準というか、この職場にはこれだけは絶対要るとかいう、プラスアルファの職員が1名でもおればと思います。今の財政難で正反対な意見を言いよるわけでございますが、私は是非ですね、こういう問題についても、もう一度検討していかなければならない点ではないかと考えております。この点についてはもう答弁は要りません。

第2点目の総合公園の通り抜けについてはですね、先ほど町長の方から3点ほど県側からの回答というか、説明があったということでお伺いしましたが、是非ですね辛抱強く1回でだめならば2回というように、我慢をしてですね、町長のほうには迷惑

かけるかも分かりませんが、住民の幸せのためにですね再度また要望なりをしていただきたいと思いますので、この点もよろしくお願いをいたします。答弁は要りません。以上です。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君の質問を終わります。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。2つのことについて質問したいと思います。

まず1点目、トイレ改革についてを質問いたします。少子高齢化が進んでいる現在、介護予防の掛け声は大きく、町の行事もいろいろと思案され、少しでも多くの町民の方が参加できるよういろいろと工夫・計画され実行されています。私も許される範囲で公民館、保健センターで行われている行事に参加させていただいていますが、このような催しに参加できる方は、本当にお元気な方です。しかし、一歩目線を変えてみますと、足が痛い、腰が痛い地域での小さな行事にも参加し辛い問題があります。その中にトイレの問題もあります。町内の公民館、集会所及び教育関係施設、子どもたちの遊び場である公園など、公共施設のトイレの改革を計画してはどうでしょうか。おむつの交換ができるトイレがあればなおうれしい。お母さんたちも安心して外出できるのではないのでしょうか。高齢者の方も、イス式のトイレがあれば楽しい会話の輪に参加することが出来ます。学校教育において、生徒会で自主的にトイレ問題に取り組んで結果を出している報告もあります。一度に全ては難しいにしても、高齢者福祉をはじめ社会福祉のため考える必要があるのではないのでしょうか。町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、財政関連と福祉についてお尋ねします。18年度の決算審査も終わりました。この決算を踏まえ、来年度の予算が編成されることと思います。町民の皆さんが一番心配されていることは夕張問題です。「砥部は大丈夫か？」よく聞かれる質問です。日本は2005年から人口急減期に入り、毎年100万人が死亡。40年後には3千万人が減少する一方、今後65歳以上の高齢者は社会の多数派になり、2060年までは3千万から4千万人の高齢者が生活すると言われております。総務省が発表した推計人口によると、少子高齢化は予想以上に加速し、75歳以上は総人口の10%、14歳以下は13.5%まで低下。愛媛県においても75歳以上は12.35%、65歳以上は24.53%と報じております。人口減少社会では、経済成長は停止し、経済規模は縮小するといわれます。これは労働力の減少によるものです。国民所得そのものが減少に転じ、人口減少はおのずと生産年齢の人口の減少につながり、その結果国民一人当たりの税の負担能力が低下します。私たちが将来に負担を残さないことを年頭に置いて、人口減少社会では財政支出拡大は困難であり、これから高齢化を支える社会福祉システムは大きな条件として認識しておく必要があると考えます。参考までに砥部町の住民票台帳では18年度の出生数186、死亡届198、転入604、転出748。前年度との比較では99人減少しています。このように観測してみると、砥部町はずいぶん世の流れから遅れ、今インフラ整備いわゆる下水道工事に取り掛かろうとしています。合併時政府は「サービスは高いほうに、負担は低い方に」と言



いました。2年足らずで町民へのサービスはごみ有料化をはじめ、使用料、手数料、国民健康保険料が値上げされました。各種団体への補助金はカットです。砥部町では「財政が苦しい」という言葉がよく聞かれます。理由は何でしょうか。お金がない原因は何でしょうか。国からの交付金の削減だけでしょうか。原因を知ってもらうためには予算・決算の内容を住民の皆さんに理解していただく必要があります。

お尋ねします。予算編成の手順は利にかなっているか。あるいは検討する必要はないでしょうか。これら予算書・決算書は誰でも手に入れることができ、図書館等の公の機関で閲覧することができるでしょうか。予算・決算については住民への公開が義務付けられていますが、広報等の中での説明は十分と考えられますか。予算・決算の段階で住民参加、あるいは説明についてはどう思われますか。今後下水道工事が進むにつれ地方債は増大し、必然的に公債費、いわゆる元利償還金として毎年支払う義務のあるものも多くなります。高齢者も多くなります。介護保険料は県下で高いほうから3番目です。高齢者・障害者福祉から乳幼児に至るまでの福祉に関する民生費の影響をどのように考え、住民サービスの質・量を確保しようと考えていますか。以上4点についてお尋ねします。町長のご所見をお願いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の土居美智子議員のご質問にお答えいたします。まずはじめに、「トイレ改革について」のご質問でございます。ご承知のとおり、本庁舎に、おむつ交換台とオストメイト対応トイレを設置しております。トイレは、気持ちよく使え、使い勝手の良いものであってほしいと私も思っております。特に、高齢者、障害のある方、子どもづれの母親など、切実な願いであると思っておりますので、他の公共施設においても、誰もが使い勝手の良いトイレとなるよう、今後検討してまいりたいと思っております。また地区集会所のトイレにつきましては、昨年度、和式であるか、洋式であるかなどの現況調査を行いました。その結果、水洗化は進んでいるものの、洋式トイレの基数は、和式を若干下回っているのが現状のようです。地区集会所のトイレを改修する場合、町の補助金事業が活用できますので、区からぜひ申請をしていただいで我々も適切に対応していきたいというふうに思っております。

次に、町財政と福祉に関する5項目の質問でございます。財政のことは土居議員さんが非常によく勉強されて、私は理解をしていただいておりますというふうに思います。その中で最初に言われました、一番町民の方が心配されておるのは夕張問題である。これも事実かもしれませんが、実際に砥部が夕張になるかということは、私はあつてはならないし、ならないと。そのために財政をきちっとしているというふうに思っておりますし、私自身は「砥部は大丈夫ですか？夕張の二の舞ですか？」という質問は今まで一度も受けたことはございません。そういうことで、この問題については十分に私も気を付けてやっていっております。今、県下で20市町ございますが、松山市を筆頭に、今砥部町はだいたい7番目くらいの財政状況でございますので、砥部が悪いのではなくて全体的にやはり落ち込んでおります。しかし状況としては県下で7番目くらいの財政指数をもっておりますし、私は健全財政に努めているというふうに思

っております。

それでは、1番目から3番目までの予算編成の手順、予算及び決算の公開について出来ておるかのご質問でございましたが、完璧ではもちろんございませんが、並以上には私は出来ているのではないかというふうに思っております。しかし、より分かりやすいものに、そして、より皆さんに知っていただくために、今後も改善を重ねていきたいというふうに思っております。

4番目の予算、決算段階での住民参加でございますが、予算や決算の内容を知っていただくことは、そしてまた情報を提供することは重要だというふうに思っております。そのためには、説明資料を充実させる必要があると考え、新町発足当初から取り組んでいるところでございます。皆さんのお手元、議員さんのお手元にある予算説明資料や、成果説明書をご覧になっていただければ、ご理解いただけるのではないかというふうに思います。住民提案型の一部の予算編成。これは、まちおこしであったり、そして、町でこういうものを作って欲しいとかいうのは、一部の自治体で取り組みが始まっていると聞いております。住民の付託を受けて予算をチェックし、そしてまた決算を認定するのは議会の議員の皆様の権限であるというふうに思います。予算審議や決算審査という過程の中で、議会の皆さんのご意見をいただき、私どもは予算編成や執行をしてまいりたいと思います。今後もそういうふうに進めていきたいというふうに思います。これが裏を返せば住民参加の基本であるというふうに思います。

5番目の公債費が民生費に影響を与えないかということでございますが、民生費については、その多くが国全体の制度となっております。そういうことで、そのようなことにはならないというふうに思っております。また町単独のものもございしますが、それらは補助金等の見直しの中で、その役目を終えたか、まだ必要かを検討していきたいというふうに思います。以上で、土居美智子議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） まず1番目のトイレ改革ですけれども、前向きに取り組んでいただいておりますので、私も安心しております。続けてより皆さんが、高齢者の方が、特にいろんな行事に参加しやすいようにしていただきたいと思っております。

2番目の財政と福祉についてでございます。今いろいろとお話をいただきました。まず広報とべ8月号にまちの家計簿と題して平成18年度の決算見込みが掲載されています。その中で歳入歳出分析票（性質別）とあり、人件費、物件費など10項目の決算内容が表示されています。実は予算書の情報は目的別で皆さんに知らされております。ある小学校6年生の教科書には「目的別支出とは役所の機構別」と説明されているように、目的別歳出を分析すると行政サービスの水準や行政の特色を知ることが出来ます。行政セクションの予算の比重や自治体の実施の特徴が分かります。ちなみに16年度と17年度の決算から1つ、目的別歳出で分かることを取り上げたいと思います。項目を4つに絞りますが、民生費、総務費、公債費、教育費の順位がどう

変化したか調べてみました。決算ベースで16年度の1位は民生費、2位総務費、3位公債費、4位教育費でした。17年度も順位は同じです。18年度は次のように変化しております。1位民生費、これは変わりません。2位公債費、これは先ほども言いましたように借金の返済ということですが、これが2位に浮上してきております。3位に土木費に上がってきました。4位が総務費。教育費は5位にランク落ちです。2位の公債費は1位の民生費に拮抗しています。ところがもう1つの見方があります。16年、17年度と3位であった公債費は、実は、計上一般財源に対してどうか調べてみますと1位になるわけです。予算編成時にこそ、この性質別を最大限に利用して予算をたてることが必要と考えます。なぜなら少子高齢社会を迎え経常的経費は増大するからです。まず歳入の総額が決まります。その枠の中で、物件費を含む義務的経費を一番に計上しなければならないと考えます。2番目にその他の経常経費、残りが投資的経費だと考えますが、町長はどのように考えられますかお尋ねしたいと思えます。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、土居議員さんのご質問でございますが、今までの経費の中で民生費がずっとトップであり、その他の経費が、順番が変わってきておるといってございまして、公債費が増えてきたというのは今までの事業を行ってきた、例えば小学校の改築であるとか、そしてまた文化会館であるとか、いろんなことをやってきた返済の時期であるということ、やはり我々としましても平成22年くらいまで上がっていくのではないかと考えております。また土木費につきましてはご存知のように、下水道の問題もございまして、若干上がってきておると。これも私どもは計算の中に入れております。また項目別の、目的別とかにつきましては監理財政課長の方より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居議員のご質問、ちょっと中身がですね、私も理解出来てないかもしれませんが、私が理解しておりますのは目的別と性質別の関係のことをおっしゃっておるんだらうと思うんですが、この件については前の議会の時にもお話しましたように、目的別と言いますのは款項目そのままございまして、それについては自治法で総務費なり民生費なり項目が決まっております。そういうことですので、予算書上の数字を見れば即分かるわけでございます。そういうことですので、それを更に、同じこととなりますけれども、加工して人件費はいくら使ったかというようなことで性質別に分かれてきます。そういう意味で、例えば砥部町では18年度に性質別の人件費をどれくらい使っておるかとか、こういうことをお知らせすることが皆さんにとってはより実財政の内容を分かっていたくということとしておるわけです。それから投資的経費の関係ですけど、全てを引いていって投資的経費となるというわけではございませんのでその点をご理解いただいたらと思えます。なお、大きな事業等をしますと、人件費なども投資的経費の中に振る分けられる場合もございまして、予算書の、何度も申しますが、目的別を全部見ただけではそのよ

うにはならないとご理解いただいたらと思います。それから公債費が、比率が上がってきておるといふのについては、ちょっと繰上償還をした時期もございますし、何とも申せませんが、それと18年度から21年度までは下水道の処理場用地、これを購入した分を四分割で払いますので必然的に公債費は高くなります。この件につきましてもお示しておるとおりだと思います。以上、ご質問にの答えになっておるか分かりませんが、ご回答させていただきます。

○議長（栗林政伸） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 確かに私が今順位を言いましたけれども、これはですね、単年度単年度を見ています。もちろんこれ10年くらいの経年で見ていきますと、砥部町がどういうふうな方向に向いているのかということが非常に分かるんですけど、私たちの手元には非常に資料が少のうございますので、合併前と合併後ということでまだ3年しか経っておりませけれども、そこをちょっと見させていただきました。ただ私が最後に予算の中で言いました。私、一番最初に、予算の手順はよろしんでしょうかという質問をいれておりましたけれども、町長の中にその部分についての、まあ自分とこはいいんですよというご答弁であったんだろうと解釈しております。私はもし予算を編成する特に、いわゆる投資的経費と言いますか、建設事業なんかに関わる経費なんですけれども、これを先に枠取りをしてしまいますと、どこが縮まるのか。先ほどの町長のあいさつの中にもありましたけれども、経常経費を非常に切り詰めるだけ切り詰めたというお話ですけれども。これはですね経常的経費のなかには義務的経費等が入っておりまして、民生費なんかで、非常にもうこれ以上は削れない、いわゆる義務的に支払わなければならないものも入っているだろうと思いますので、もうある程度縮めてしまえばそれまで。それ以上のことは絶対出来ない金額です。私、ほんとうに財政が厳しいのは、町長も言われましたように砥部町だけではないこと。しかし、歳入が厳しい時こそ、歳出もやはり厳しく見直す必要があるのではないかと思います。基本的には地方自治法の仕事は福祉の増進を図ることにあります。これは地方自治法第1条の2項に書いてあります。どんなに福祉を増進してもし過ぎることはないと思いますが、今からバブル経済型財政を行おうとしている町財政に疑問を持っています。バブル経済型財政とは、大型建設事業により目的別歳出の土木費の増大を生み、性質別歳出の投資的経費の増大を招きます。そのつけは公債費、物件費の増大として表れてきます。それが歳出の窮屈度を示す、経常収支比率に、これを悪化させるという道順をたどると思います。では歳出が増えれば、歳入を増やすためにどういうふうにしたらいいのでしょうか。例えば借金をする、いわゆる起債する。基金の取り崩しをする。使用料手数料を上げる。歳出面でも経常経費を抑え、投資的経費を捻出するために努力するでしょう。地方自治法の第243条の3第1項には住民に財政状況を分かりやすく公表しなければならないとあります。住民にとって財政が分かるように予算案、説明書、基礎データを公表し、それをもとに住民説明会、傍聴会を開き住民参加を促し、意見を述べる機会をつくられるべきではないでしょうか。町長のご所見をお伺いしたいと思います。お金がないという財政悪化の原因を総合的にとら

えてこそ、住民の生命と暮らしを守る立場になるのではないかと考えますが、この点についても町長はどう思われますか。モニュメント問題にしても広田地区の救急問題にしても然りだと思えます。

最後に財政黒字について述べ、町長の答弁をいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。通常、黒字幅は3%から5%が望ましいと言われていています。何度も5%以上の余剰があると、本来計画されるべき費用が使われなかったとしてその計画性を問われたり、住民の負担を軽くするために使うべきとされています。ちなみに地方財政法第7条では歳入歳出の決算上で余剰金が生じた場合その2分の1を積み立てるか、あるいは地方債の繰上償還の財源に充てなければならないと書いております。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今たくさんの質問をいただきました。その中で、バブル的とおっしゃられておりますけれども、何でもかんでも砥部町は飛びついてやっているわけでもございませんし、1つの目標を持って、下水道事業をやろうということで、これは大きな事業でございます。決して何もかも手当たり次第にやっつけようというわけではございませんので、その点をまず一番基本的なこととしてご理解をいただきたいと思えます。それと財政というのはやはり収入があって支出があるということでありますので、私も会社の経営に40年余携わってきました。その中でやはり会社は黒字でなければならないということで、毎年頑張ってきたわけでございます。そういうことで町におきましても、やはり収支のバランスが取れるということが大事でございます。しかし家庭におきましても会社におきましてもですが、例えば社屋を建てるとか家を建てる、この場合は借金をしなければなりません。しかしその返済をどうしていくかということを考えてやっつけなければなりません。当然投資ということは未来に向けての投資でございますので、マイナスの投資で借金を返済するための融資を受けるとか、そういうわけにはいきませんが、やはり将来を見据えて必要なものには投資をしていかなければならないというふうに思っております。そしてまた財政黒字の5%以内というのは、これも分かりますし、しかしやはり次のものをするためには積立もしていかなければならないというふうに思えます。有る時に目一杯使ってそして前にある将来の目標でお金が要る。その積立は当然していかなければならないと思えます。そういうことで私は出来るだけ今儉約をして、将来の財政難に備えていきたいというふうに考えております。下水道のことにつきまして、それからモニュメントのことははっきりは言われませんでしたので、どうのご意志かというのは私は分かりませんので、私は答弁は出来ません。そういうことで町としては、やはりいろんな状況を見ながら、そして今は時代が非常に早いわけでございますので、そういう早さの中で負けないように、私は努力していかなければならないというふうに思えます。財政の問題は特に大事なことでございますので、私も民間から町長にならせていただいて、このことだけはきちっとやりたいというふうに考えております。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をい

たします。再開は午後1時10分再開です。

午前11時46分 休憩

午後 1時08分 再開

~~~~~

○議長（栗林政伸） 一般質問再開いたします。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 1番、山口元之です。私は2点について質問させていただきます。第1番目に9月の議会で一般質問をしました。そして産建常任委員会での答弁とか、産建からの質問返答に対して、理解出来ないことが多いので、課長も分からないことがあったら聞いてくれということなので、その資料にも基づいて、再度質問させていただきます。まず1番目に、下水道課長は、「下水道事業に限らず、公共事業の設計作成にあっては施行条件、土質条件、周辺環境条件などを考慮しながら経済的で、安全性、確実性、施行条件に優れた手法を取り入れ、設計書作成に努めなければなりません。しかし、砥部中央幹線管渠の推進工事工法の選定につきましては、諸条件を加味し、経済比較検討を行い、設計書作成に使用する工法を決定しています。」ということです。ここまでは私も理解できます。しかし、それから「設計書に反映している工法はあくまでも積算する上での施行可能な工法の中で最も経済的な工法であって、実際に工事を行う工法を限定はしていない。」それと、「設計時点で現場条件に照らし合わせて、施行可能であると判断されている工法であれば、設計変更の対象としない。」この意味はどういうふうに解釈すればいいのでしょうか。これで課長も最初に工法を把握する必要はなかったということがよく分かります。そして落札価格内で工事を施行し、完了すれば工事の工法は業者にお任せともとれることです。ラムサスで落札したのに、SSモールド工事を施行した言い訳とも取れるんですが。それぞれの課でも公共事業は進めていると思います。最初からこのようなことありきで設計入札を行うのでしょうか。1億近い工事を落札した業者が、その設計書通り工事が出来ないからと、承認願いを出せば設計変更なし。そして落札金額内で諸条件を満たし、施行可能と判断されれば工事を請負わせるのでしょうか。各担当課はこのような工事の発注をしているとは思われません。しかし、低入調査や工事の途中で、予測できないアクシデントがあれば設計変更、増額減額の措置があるでしょう。そのようなことは別として、普通に工事を発注する時、詳細設計を業者が参考にして見積書作成し入札、落札、工事に至ると思っています。詳細設計は何のためにするのか。落札の段階で業者が諸条件を満たした別の設計書で工事をする承認願いが出れば許可するのか。そして他にはどのような対応をするのか。またこのようなことは度々あり、普通なことなのかお聞きします。

2番目に、もう1つの質問の中で、なぜ泥濃式としか表示しないのかとの問いには、「泥濃式には複数の工法が施工可能な状況の中で、超流バランス工法やラムサス工法など特定の工法を限定すると施工業者の限定にもなりかねないから公表できない」と

の答弁でした。泥濃式だけで、設計書を出来ますでしょうか。実際入札時には参加各社が、役所や設計業者に工法確認を行い、見積作成。その工法がラムサス工法であるということは間違いのない事実です。超流バランスも、ラムサスもSSモールもどれも協会があり、各協会に入っている業者は限定されます。実際施行にあたって、推進機はほぼ協会から貸し出し、もしくは購入しなければならないため、協会員以外はほとんど施行不可能です。どの工法においても条件は変わりませんが、なぜ限定されるので公表出来ないのでしょうか。

3番目に、担当課長は、「ラムサス工法に問題があるという噂や、SSモールは工法が古いからという理由で、比較検討から除外することができません」という答弁でした。そういう意味で聞いたんではありません。入札時の工法はラムサスで、落札しても現場条件に対応し施工できると判断されている工法であれば、設計変更の対象とせず工事ができることを担当課が認めていることを、入札している業者は知っていたのでしょうか。そのことを承知で入札に参加したのであればそんな噂は出ないと思います。もっと疑いの目で見れば、他社は正規のラムサスで入札し、方やSSモールで入札し落札したのであれば、大きな問題であると思いますが、入札に参加した業者の方はみんなそれを知っていたのか知っていなかったのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

担当課長は、工事を請負った業者は高く落札したのを、町に悪いとでも思ったのか、ラムサス工法より10年くらい前の工法でも割高になるのを承知でSSモール工法を業者が選択したとおっしゃいました。だからそれを了承したんですよね。車に例えて言えば、15年前の新車が350万で、現在も販売価格は350万です。これはSSモール協会の言い分です。最新の技術で造った新車300万です。これはラムサス協会の言い分です。古い車を350万にしてくれるからそれを買った。安く買えたから、安く工事ができたから良かったと、これは課長の言い分ですね。この協会にも市場価格があります。ラムサス工法、超流バランス工法は最新の工法で、品質も上です。そして新技術です。課長が言うように、SSモールは法律に基づいた基準で、国の比較検討工法ですし、積算単価も確かに高いです。しかしこれは役所の中だけ通用する単価です。経済比較資料だけでなく、現在の市場価格は調べましたのでしょうか。15年前、350万の普通の車は今300万で買いますか。SSモール工法は今一般競争入札をすれば、ラムサスと比べて安く落札できます。業者はSSモールで工事をすれば安く出来ることは皆知っております。町の税金も90億近く使われる大事業です。SSモールを採用するのであれば、設計業者からもアドバイスがあってもおかしくはないし、担当者も市場価格くらいは当然調査すべきでしょう。しかし、詳細設計は機械器具損料等でラムサスで積算されています。公平な入札をするのであれば設計業者、担当課も設計書通りラムサスで工事をして下さいというべきでしょう。そしてこの工事には低入調査が入りましたが、落札価格工法より、課長が言うように積算単価の高い、他の工法で工事が出来るのであれば、低入調査価格のラインの基準はどこにあるのでしょうかね。以上あわせて4点お伺いします。

次に、4番目にマンホールポンプ仮設工事に伴う工法変更についてお尋ねします。第1区工事変更契約で管渠は概算1,520万、マンホールポンプ工事は1,060万。計2,580万の追加予算が組まれ、当初は鋼矢板工法で設計見積もりをして打ち込み工事を始めると、4.5mから5mあたりまでしか打ち込めない。急きょライナープレート工法に設計変更し、工事が進められています。浄化センター敷地内で9箇所あまりボーリング調査をして、N値も表示しています。土の中は掘ってみなければ何があるか分からないと言われますけど、この調査でどのような土質か予測は出来ると思います。これを見てなぜ、鋼矢板工法か。かなりの黄色信号の工法だと思います。ボーリング調査の結果では土質記号も玉石が多いことを示されておりまして、N値も地下4.5mあたりから玉石の密度を示す指数も30を超えています。業者も当然このN値を見れば矢板工法には不安があると思うでしょう。出来なければ設計変更をして、追加予算を組めばいいと、そのように考えてこの工事も進めているのではないのでしょうか。マンホールポンプ仮設工事の設計金額は概算で1,060万、設計変更で追加予算が680万です。約1.6倍になりました。経済性かつ安全性、確実性を考えれば、少し無理があったのではないのでしょうか。このN値を見てどう判断して矢板工法を採用したのか、併せて町長のご所見をお伺いします。以上です。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 山口議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。当初からうちの課長宛てへの質問かと思っております。最後に町長の答弁ということでございますので、後はやはり専門的なことでございますので、私の及ばないところがたくさんございます。そういうことで課長より、私の方から指名をして答弁をさせていただきたいというふうに思えます。全般的なことだけ私の方から申し上げたいと思えます。公共工事における一般的な設計変更の考え方についてでございますが、公共工事において一番大切なことは、施工条件、土質条件、周辺環境条件などを考慮し、経済的かつ安全性、確実性、施工性に優れた手法を取り入れ、「適正価格をもって発注する。」ということ。これは山口議員さんも言われたことでございます。私もその通りだと思っております。そして、適正価格とは、「工事の積算行為において過大設計でも過少設計でもない。」ということが重要というふうに思っております。これ例で、ちょっと聞いたんですが、例えば道路工事の場合、残土処理は、道路の幅員が4m以上あれば10tダンプで積算した価格が適正価格ということでございます。しかし、2tダンプで積算することは過大設計ということになります。また、施工の段階で、業者の都合で2tダンプを使用しても、設計変更の対象にはなりません。これは当たり前だと思います。それは過大設計であり、適正価格ではないからということでもあります。このような設計に対し、割高な工法で施行したとしても、設計が適正価格である以上、設計変更の対象にはなりません。こういうルールに従って積算を行い発注しておりますので、ご理解の程をよろしくお願いいたします。なお後の点につきましては専門的なこととなりますので下水道課長の方より答弁をさせますので、よろしく申し上げます。



○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。2点目の工法の公表についてでございますが、2工区の推進工事の工法は管径が800mmであるため大口径推進工法に該当し、密閉型となります。密閉型には泥水式、泥土圧式、泥濃式の3工法がございまして、この中から選定することになるものでございます。次に設計条件でございます管径、路線延長、土被り、推進位置の土質、礫分、N値、透水係数、最大玉石径、地下水位を考慮いたしますと泥濃式が選定をされたものでございます。そして泥濃式の中には代表的なもので9種類の工法がございまして、この中で2工区の土質、礫率、最大玉石径、一軸圧縮強度、推進延長等の現場条件で施工可能な工法が7工法抽出をされまして、この7工法の中で最も経済的な工法を選定し、設計書を作成といたしておるものでございます。いわば設計時における工法というふうにご理解をいただきたいと思っております。2工区の場合、それがラムサス工法となったわけでございますが、実際に工事を行う工法を限定するものではございません。今回、2工区で施工可能な泥濃式の推進工法は7工法ございまして、設計書にラムサス工法と明記をいたしますと、工法が限定をされまして、実際に施工する推進施工業者を一部の工法協会員に限定することになる可能性がございまして、公平性に欠けるといふことになるものでございます。

3点目の落札時の工法変更の可否についてでございますが、一般競争入札の公告中におきまして、入札参加業者から、「推進工法の指定はあるかどうか」「設計書と同等以上の他の工法で施工承諾はされるのか」「設計書の工法を指定工法と考えてよいか」「推進工法の変更をしてよいか」等の質問がございまして、下水道課といたしましては設計時点での現場条件に照らし合わせて工事可能な工法を7工法抽出いたしまして、その中での工法で施工できると判断をいたしておりますことから、「工法は泥濃式推進工法とすること」「積算時点での工法はあるが、施工時での工法は特に指定しない」「設計条件で施工できる工法であれば施工承諾する」と回答いたしておるものでございます。従いまして、入札に参加する業者は泥濃式であればラムサス工法から他の工法に変更できるということは認識していたと理解をいたしておるものでございます。

4点目の設計書どおりの工事ができない業者をなぜ入札に参加させるのかということでございますが、先ほども申し上げたように、入札執行にあたり2工区の推進工法は泥濃式推進工法とのみ明記をいたしておりまして、施工時での工法は特に指定いたしておりませんので、入札参加業者は2工区の設計条件で工事ができる泥濃式推進工法であればどの工法で積算をしてもいいわけでございます。応札にあたりまして各入札参加業者が泥濃式のどの工法で積算したといたしましても、町としては関知することはできないわけでございます。そして、落札業者が設計書以外の工法を選定した場合であっても、2工区の設計条件で工事ができる泥濃式工法であれば、町の施工承認を得た上で工事をするということができるといふものでございます。

次のご質問でございますが、「マンホールポンプ槽仮設工事に伴う工法の変更につい

て」でございますが、マンホールポンプ槽築造に当たっての仮設工事の工法は、下水道事業団が浄化センターの主要構造物のボーリングを9箇所実施いたしておりまして、そのうち3箇所がマンホールポンプ槽築造部分に隣接をいたしておりまして、この3箇所のボーリング調査の土質状況が同じであるということから、マンホールポンプ槽築造部分の土質状況もほぼ同じであると解析し、またN値につきましても50以下であるということから、鋼矢板工法、いわゆるウォータージェット併用バイプロハンマ工法が最も経済的で、かつ施工可能であると判断をいたしまして選択した仮設工法であるものでございます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上で、山口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 今、課長から難しい説明をしていただきまして、ほとんど私も、余分なことが大分有り過ぎて、はっきりと分からんですけど、何で最初に言った時に工法を出さんのかと、ただ単純にそれだけで言っただけですけど、同じことを前と同じことの回答で全然こう回答になってないと。この間の3期工事の時に伺った時には、超流バランス工法でやっておりますという答えで、別に隠す必要もないし、業者限定されるわけでないんだから、隠す必要はないと思うんですけどね。そこまでこう、隠して言わないかんことかということと、そしてその次に、最初の詳細設計をして工事にかかるのに、後は何ででもいいんですよと、何でどんな工法でも工事が出来ればいいんですよというんが、ちょっと私らの常識では理解出来ません。普通詳細設計は、ちゃんとした、この土地にはこういうことで工事をしなさいよという詳細設計であって、それを業者が勝手に何でしても、町としてはいいんですよという答えの理解もこれもまた出来ないと思います。そして最後にマンホールポンプの工事仮設ですが、私が聞いたんには大体、N値が30を超えれば矢板は無理であると。黄色信号であると。それが50で判定するんであれば、何回でもこういう工事で矢板を打って、またやり替えると。設計変更、追加予算。そういうふうなこともでてくるんで。やっぱり黄色信号であれば、確実性や安全性を考えた工事をしていかないかんのやないかなと思うんですけどね、私は。そして最初に、最初の工事のところからはっきりとした報告も説明もないし、産建委員からの質問に対しても3週間位経って、やっとこういう返事が返ってきました。これで説明責任がはたして果たせるんでしょうかと思うんですよね。このようなやり方で工事を進めていけばですよ、私たちも町民の方に説明も出来ないし、またチェック機関として、議員の役割も果たせないと思うんですよ。そしてまた、こういうことがはっきり分かってくるのが、決議した後で、私たちもこういうことを説明報告の時点で、協議や審議をじっくりしなかったことにも責任はあると思うんですが、こういう分からない状況でやられたんでは、どうしようもないと思います。また3期工事も低入が入って、第2期工事と同じような形で工事を進めようとしていますので、私も大変注目しております。その2期工事のラムサスで、もし工事をして、もし失敗した場合にはどこが責任を取るんでしょうかね。町が取るんですかね。業者が取るんですかね。業者がこれで工事が出来ると言うんであれば、もし失敗

した場合は業者が責任を取ると考えてよろしんですかね。それと、やっぱり、安全性、確実性を考えれば詳細どおり第1期工事は超流バランス工法で工事をしました。第2工事はラムサスでしたのに、SSモールでやりました。第3期工事は超流バランス工法で詳細設計をしております。やはりそういう設計業者が、ちゃんとこれならば安全に確実に工事ができるという工法で工事を進めていくのが私は一番いいんじゃないかと。お金が安くなれば町としても経済的には助かると思いますけど、やはり安全性、確実性、経済性のバランスのとれた工事を進めていくのが本当ではないんでしょうかね。これからどのような方向で工事を進めていくのか町長さんでよろしいですか、町長さんでなければ担当課長さんにご説明をお伺いしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 山口議員さんからの再質問でございます。先ほどよりも専門的にあたりますので、後はまた担当の課長からさせていただきます。基本的にやはり入札の問題で、あくまでこの工法で見積もりしたからこの工法で見積もりして下さいとそこまでやるか、それとも、この方式であればその方式の中にいくつか5つか7つあると、そういうところでやるかということが一番の問題点ではないかと思えます。そういうことで先ほども例を出しましたように、10tのダンプで土砂を搬出する、それを2tダンプで、例えば10tのを5回に分けて搬出するのは非常に非効率であるけれども、設計をしておるのは10tである。業者の施行は2tダンプで5回運ぶ。これは、私は許されるのではないかと思います。それぞれの機械を所有しているとか、この機械は自分とかが調達するのに安くできるとか、そういう範囲でやっているのではないかというふうに私は思います。なお詳しいことについては、再度、東岡課長の方より答弁をさせていただいたらと思います。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。まず工法の泥濃式として、なぜそれ以外の工法で出せないかということでございますが、これは先ほどからも申し上げておりますように、今回の1、2、3工区につきましては9工法ある中から7工法から6工法の泥濃式の中に工法があるということでございまして、泥濃式の中の1つの工法を指定するということについては特定の業者を工法協会の業者さん等になるというようなことで、泥濃式ということで選ばれた中であればどれを選んでも構わないということでございますので、入札の工法におきましても泥濃式というふうに表しております。これは松山市さん、他の市におきましても同様の表示、公告をされております。それと詳細設計のことでございますが、また根本的なことを申し上げますと、下水道事業の設計書というのは全国で統一された作成方法が示されておるわけでございます。まず歩掛の運用につきましては下水道用標準歩掛表、下水道協会資料、土木工事標準積算基準等の資料を用いることになっております。また単価の運用につきましては実施設計単価表、下水道統一単価、協会単価、建設物価、積算資料等を用いることになっております。ただ今回の1、2、3工区におきましては玉石混じり砂礫土という特殊な土質条件下での推進工事につきましては、一般的な

下水道工事と違いまして、特殊な工事でございますので、推進工の標準的な歩掛表や日進量、推進機等の統一単価がないということで、積算にあたりましては各工法協会の資料や単価をベースといたしまして、下水道標準歩掛表を基準にして、経済比較を行いまして、一番安い工法を設計書に採用しております。しかし、設計書のベースはあくまで下水道用標準歩掛表の泥濃式推進工法でございまして、特殊な工法の歩掛や単価に採用された工法というのはあくまで積算するうえでの、経済的な工法であるために町が実際の工事をするという工法を指定するものではございません。入札参加業者が町の設計条件で工事が出来る工法であればどの工法で積算しているか分かりませんが、落札業者から施行計画書を提出によりまして、初めて施行したい工法がわかるというものでございます。従いまして、別の設計書による工事を施行承認するというのではなく、同じ泥濃式の設計書の中の、1部の特殊な工事の歩掛や単価の工法が、変わったということになりまして、設計変更とはならないということでございます。別の例で例えさせていただきますと、町がテレビや車を購入する場合にはメーカー名を指定することはできません。個人で買う場合はできますが、町でやる場合はできません。その場合、町としましては大きさ、色、また性能等の仕様を設計書に示すだけでございます。そして設計書には町が示す仕様に合致する1番安いメーカーの金額が一応参考に入れられておりますが、入札後に、落札業者から設計書に掲示しているメーカー以外のメーカーでの納品の申し出があった場合に、設計書に示している仕様に合致しておれば承認するということになるものでございまして、この場合も設計変更にならないということで基本的にはこのことと同じではないかと思っております。

次にマンホールポンプのN値のお話でございましたが、今回の浄化センターのマンホールポンプ槽周辺のN値は50以下でございました。これにつきましては事業団の方から、他県で本町と同じような土質条件で、鋼矢板工法で掘削が出来たという事例がございますので、それがあつた以上はそれが一番経済的な工法であるということで、今回、鋼矢板工法を設計上、計上させていただいたということでございます。

それと、安全に、確実にトラブルなく工事が完了するべきで、もしトラブルがあつた場合、誰の責任かというお話があつたわけですが、まずこれは工事の施工にあたりましては技術的検討を行いまして、安全、確実にトラブルなく工事を完了させるということが大前提であることはご承知の通りだと思います。本町におきましても技術的な検討を優先いたしまして、当該土質条件で対応出来る工法を抽出して検討してございまして、安ければ何でもいいというふうな概念は全く無いわけでございます。また安全で確実にトラブルなく工事をするということは当然でございまして、この事業が大切な町費や国費を使って工事をしておるといふ観点から、安全に確実にトラブルなく的確な品質を確保できる工事を完了するというところで、工法の中でも、最も経済的な工法を今後も選定していかなければならないというふうにご承知しております。ただ、現在の現場条件で必要とされている以上の性能を持った、高価な工法を採用するということは、過大設計にもとられかねないというふうにご承知のよう

実際2工区で施行されております、ラムサスからSSモール工法に変更いたしました2工区につきましても、当初技術的に問題ないと判断して承認いたしましたして、発進抗から現在、全く問題なく工事が進みまして、11月末に完成いたしておるということは、先ほど行政報告でもご説明させていただいた通りでございます。それと、これからの工法でございますが、これにつきましても落札をいたしました業者から施行計画書が出て参りまして、それで泥濃式の中であれば問題ないと判断させていただければ施行承認をして落札業者から出た工法を検討して承認をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 今、課長からご説明をいただきましたけれど、私もこんなええかげんなことで工事を進めよるか。設計書を作って、後の工事はどうでもいい。業者にお任せで、ただ泥濃式であればいいと。全部超流バランスも、ラムサスも、SSモールも積算単価違うじゃないですか。それが最初の設計は超流バランスでしといて、後は何でもいいんですよと。私は、こんなずさんな工事は今、初めて聞きましてけれど、世間一般でそれが通用していることなんですかね。そういうような方針でやるのであれば、私もまたこれからもちゃんと見よらんかと思えますけれども、やはりこういう大事業ですから、みんなが理解出来るような、専門的に難しいことを言えば別として、一般的にこの工法で入札して、この工法で工事をしているんですよと。多少高くなったけど確実に出来るんですよと。そういう説明が出来るような工事で、これからもこういう大きい工事は進めていかないかと思うんですよ。私たちがこんな細かいことは言いたくなかったけど、段々話の都合で、こうなってきましたけど、また下水道がうまくいくように協力もさせてもらわないかと思えますけれども、おまえが言わんのが一番協力やと言われるかもわからんのですけれども、なるべく誰が見ても分かるような工事でこれからの工事も進めていきたいと思えます。答弁要りません。以上です。

○議長（栗林政伸） 山口元之君の質問を終わります。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 13番、中島博志です。広田地区過疎対策についてを質問いたします。昭和45年に過疎対策緊急措置法が制定されて以降、55年には過疎地域振興特別措置法が、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進措置法が制定され、平成21年度までの10年間の時限立法として施行されています。砥部町において、旧広田村が財政・金融・税制等総合的に国からの支援措置が手厚く講じられておりますが、しかしながら、広田地区は引き続き人口の減少が進む中、高齢化への進行や若年層の流失、地域経済の停滞、山林の荒廃など多くの課題が山積しています。特に、高齢化が進む中、管理や扶助的住民負担関係に、対応できない集落が目に見えてまいりました。本来集落は、生活扶助機能や資源管理機能など重要な役割を果たしていますが、今広田地区の各集落において、耕作放棄地の増大、空き家の増加、森林の荒廃、獣害、冠婚葬祭等の生活扶助の低下、用排水路・農道・林道の維持困難、地すべり・土砂災害への発生や不安など、様々な問題を抱える

中で、集落機能の維持が非常に困難な状況になりつつあります。

現在、高齢者全国平均20.1%、また、過疎地においては30.2%と高いものとなっています。広田地区において、平成19年4月の時点で多居谷地区の52.1%、篠谷地区53.6%、高市1区64%、中野川地区71%となっており、全国高齢者平均・過疎地域平均をさらに大きく上回っている状況であります。「限界集落」という言葉をご承知とは思いますが、国土交通省によりますと、65歳以上の高齢者が集落住民の過半数を越し、相互協力機能が困難で低下している集落を意味するとあります。今後、全国で10年以内に消滅、または、いずれ消滅が2,643集落にのぼると予測されていますが、広田地区において、10年先の平成29年には単純で地区全体で高齢化率55.2%。12集落のうち、高市1区で70%、中野川地区で77.4%等、10の集落が「限界集落」と思われます。町として、これからの集落再生対策・住民支援はどのように考えておられるのか町長にお伺い致します。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 中島議員のご質問にお答えいたします。広田地区の過疎対策ということで、「これからの集落再生対策・住民支援はどのように考えているか」というご質問でございます。平成12年に過疎地域自立促進特別措置法が制定されました。同法の規定によると、平成17年6月の議会において、平成17年度から平成21年度までの「砥部町過疎地域自立促進計画」を議決いただき、産業の振興や生活環境の整備、高齢者等の福祉の向上対策など、過疎対策事業に取り組んでいるところであります。その一面に林業振興があります。広田地区は、面積の86%を山林が占めております。従来から特に林業振興に力を入れてこられました。林道網の整備を図り、投下労働力の減少と作業の省力化により生産性を向上させ所得向上に努めるとともに、林家の高齢化による労働不足を補うため、グリーンキーパーの第三セクターをつくりました。それによって安定的に労力の提供ができ、経営の体質強化を図っているところでございます。こういった状況の中、平成21年度末に失効する本法律に対し、全国知事会が特別委員会を設けて具体策の検討に入ったほか、全国過疎地域自立促進連盟など関係団体からアンケートを通じた要望の取りまとめも行われているところでございます。政府与党の地域活性化特命委員会では、これらの検討結果を踏まえて、過疎地域等、特に限界集落へ配慮した、現行過疎法の柔軟適応を検討するとともに、新たな過疎対策法制度の制定に取り組むことが「地域活性化緊急対策」に盛り込まれたと発表いたしました。今後は、国等の方針が明らかになり次第、地域住民の皆様のお考えをお聞きして、集落の再生や支援措置を検討し、新たな方針に対応できる過疎対策を考えております。以上で、中島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） ただ今、町長より答弁いただきましたように、現在危機的状況にある過疎集落を支援するため、様々な施策や交付金制度の創設が国の地域活性化統合本部のまとめで、2008年度予算での実現を目指す方向で進んでいます。今、自分たちの地域を自分たちの手で、活性化し、再生していくことが、そこに住む私た

ち一人一人に問われている大きな課題と責務であることは重々承知しています。しかしながら少子高齢化の流れは速く、集落地の扶助機能が困難な現状になりつつあります。そういう中で、みな生まれ育ったその地域で、最後まで生き生きと暮らしたいと思う気持ちは、同じ願いだと思います。そのための支援は何が出来るのか、特に高齢者の多くの方にとって、60年、70年そこに暮らしてきた山は自分の生活に溶け込んでいる存在であり、そこで暮らすことが最もストレスの無い何事にも代え難い生活の場であり、ついでに住み家であることは間違いのないことと考えます。最低限度の生活、ライフミニマムが維持でき、過酷な生活環境であっても老後を安心しておくれることを考えるべきと思われます。高齢化と過疎化の中で、広田地区の皆さんが、合併にあたり一番心配し、一番に求めたのが診療所と救急体制の堅持と継続であります。担当、所管、町長の深いご理解をいただき救急体制については早急な解決を模索されていることに対しまして、感謝に絶えません。最後にお尋ねします。将来にわたる広田地区診療所、救急体制の継続堅持について町長の考えをお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今、中島議員さんから再度のご質問をいただきました。何と言いましても命を守るということは大変大切なことで、絶対にやらなければならない仕事であるというふうに思っております。先般の全員協議会でも救急車の問題について、砥部地区から選出された議員さん、そして広田地区の議員さん、口を揃えて言われたのはやはり救急体制をきちっとしようということであったと、私も思っております。そして出来るだけ早く、この救急車についても昼夜を問わず、運行が出来る体制を整えていかねばならないというふうに思っております。今、壁としてはやはり消防士というのは半年間の訓練が要る。学校は4月からということでもありますので、採用をしても、もし4月から学校に入れても10月までかかるということがございます。それと今、3名採用しておりますので、それは今までの補充にしかありませんので、あと3名のまた採用ということになると、今年1年間で6名の採用ということになると、ちょっと町としてもなかなか難しいのではないかと。他の方法で解決出来る方法はないかということで、今、検討しております。いずれにしても良い方法を探って、そして出来るだけ早く昼夜の運行が出来るようにしていきたいというふうに思っております。診療所につきましても、これもやはり地域住民の皆様方の命を守る施設でございますので、きちっとこの診療所が在ることが大事だと思いますので、この点についてもきちっと私は守っていきたいというふうに思っております。それとちょっとこれは、ご質問にはいただかなかったんですけど、限界集落の件につきましても、これも大変なものでございます。先日の、12月3日の読売新聞に、「限界集落を救え」というようなことがありました。その中で、私は、あっこれは大事なことだと思ったのは、やはり住民と行政が一体となって解決をしなければならないと。それとやはりソフト面が大事だということを書いております。やはり地域の人とよく話し合っ、そして地域の人は何を求めているのか、限界集落にならないようにはど

うすればいいか、やはりそこらあたりを根本的に考えていかなければならないということで、ハード面よりもソフト面が大事というふうに思っておりますので、皆さんと共に考えていきたいというふうに思います。

○議長(栗林政伸) 中島博志君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第7 認定第1号 平成18年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第2号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第3号 平成18年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第4号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第5号 平成18年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第6号 平成18年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第7号 平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第8号 平成18年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第9号 平成18年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第10号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第11号 平成18年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第12号 平成18年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第13号 平成18年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について

(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 続きまして日程第7認定第1号から日程第19認定第13号までの歳入歳出決算認定に関する13議案を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。田室決算特別委員長。

○決算特別委員長(田室博志) ご報告申し上げます。去る9月の定例会におきまし



て、閉会中の継続審査として当委員会に付託されました、認定第1号から認定第13号までの決算認定に関する13件について、去る11月12日・14日・16日の3日間、本委員会を開催し、18年度の各会計の決算等について歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づき、担当課長より説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査した結果、平成18年度における各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められました。よって、認定第1号から認定第13号までの13件は、原案のとおり認定することに決定しましたので、ここにご報告を申し上げます。

なお、総合的な意見・要望として、一般会計、特別会計及び企業会計とも厳しい財政状況の中、経費の節減に努められているが、引き続き町財政の運営にあたっては、行財政集中改革プランに沿って、中長期的な視点に立った財政運営計画に努められ、町政運営の効率化、スリム化を図りつつ、費用対効果を十分に認識した予算執行に努められたい。また、新年度の予算編成において、メリハリのある予算編成となるよう、慎重な上にも前向きに取り組んでいただくよう要望いたします。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。認定第1号から認定第13号までの13件は一括して討論、採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第13号までの13件は一括して討論、採決を行うことに決定しました。討論を行います。討論はありませんか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。採決を行います。おはかりします。認定第1号から認定第13号までの13議案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第13号までの決算認定に関する13議案は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程を全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時00分 散会

平成19年第4回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成19年12月7日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成19年12月7日 午前9時30分 議長宣告			
応招議員	1 番 山口元之	2 番 政岡洋三郎	3 番 西岡章一	
	4 番 土居美智子	5 番 中村 茂	6 番 西村良彰	
	7 番 井上洋一	8 番 樋口泰幸	9 番 栗林政伸	
	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 大野和博	
	13 番 中島博志	14 番 田室博志	15 番 平岡文男	
	16 番 山本典男	17 番 玉井啓補	18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし			
出席議員	出席議員は、応招議員の18名			
欠席議員				
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長	中村 剛志	副町長	柳田 稜
	収入役	佐川 秀紀	教育長	佐野 弘明
	総務課長	明賀 徹	広田支所長	丸本 正和
	企画課長	上岡 洋一	監理財政課長	松下 行吉
	税務課長	武智 充吉	住民サービス課長	藤田 正純
	民生こども課長	正岡 修平	生きがい推進課長	大西 潤
	健康づくり課長	相原 宜紀	学校教育課長	松村 昇二
	生涯学習課長	大野 哲郎	環境保全課長	日浦 昭二
	商工観光課長	相田由紀夫	農林課長	西崎 悟
	建設課長	萬代 喜正	下水道課長	東岡 秀樹
	水道課長	辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫			

平成19年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

- 日程第1 承認第 3号 専決処分第8号の承認について(平成19年度砥部町  
一般会計補正予算 第3号)
- 日程第2 承認第 4号 専決処分第9号の承認について(平成19年度砥部町  
水道事業会計補正予算 第3号)
- 日程第3 議案第 90号 中予広域水道企業団の解散について
- 日程第4 議案第 91号 中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第5 議案第 92号 砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の変  
更契約の締結について
- 日程第6 議案第 93号 砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定について
- 日程第7 議案第 94号 砥部町情報公開条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 95号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 96号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 97号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 98号 砥部町広田保育所条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 99号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第100号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第101号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につい  
て
- 日程第15 議案第102号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正につ  
いて

- 日程第16 議案第103号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第17 議案第104号 平成19年度砥部町一般会計補正予算  
(第4号)
- 日程第18 議案第105号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正  
予算(第2号)
- 日程第19 議案第106号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第20 議案第107号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第21 議案第108号 平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第22 議案第109号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算  
(第2号)

平成19年第4回砥部町議会定例会

平成19年12月7日（金）

午前9時30分開会

○議長（栗林政伸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 承認第3号 専決処分第8号の承認について  
（報告、質疑）

○議長（栗林政伸） 日程第1承認第3号専決処分第8号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。専決第8号についてご承認をお願いするものでございます。承認第3号専決処分第8号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。

内容についてですが、平成19年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分しております。お手元の補正予算（第3号）1ページをご覧ください。平成19年度砥部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,258万円とするものです。内容についてですが、1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。まず3ページの方、歳出をご覧ください。4款衛生費2項清掃費として771万6千円を追加補正しております。これにつきましては、8月末に発生しました美化センター冷却機のボヤで被害のあった機器の復旧費と、温度の異常通報システムの整備費用でございます。次に7款商工費1項商工費これを772万円追加いたしております。これにつきましては、砥部焼のシンボルモニュメント設置工事のモニュメントの基礎を、杭打ち工法に変更することに伴う増額補正でございます。この財源でございますが、2ページの方をご覧ください。9款地方交付税普通交付税の方を697万8千円。それからモニュメントの方の寄附金といたしまして、16款寄附金430万円。それと諸収入の雑入415万8千円でございますが、これは美化センター冷却機のボヤに対する全国自治協会建物災害共済の共済金でございます。それを見込んでおります。以上のとおりでございます。ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） モニュメントが専決処分ですから今更言う問題ではないかと思うんですが、私には理解が難しいので教えていただきたいと思っております。議案概要とこのをいただいておりますけど、その10ページを開けていただきますと、中ほどに（2）商工費772万を増額というのがあると思っております。もちろん772万と

いうのは以前に9月10月にわたって説明を受けた金額なんですけれども、実はその下に補正の財源というところがありまして、特定財源として寄附金430万円、これは当初予算に100万円加わっておりますから説明を受けました530万円に匹敵します。その次が、諸収入415万8千円、一般財源として697万8千円。私たちがモニュメントの工事で説明を受けました時は、助成金1千万、寄附金が後から追加があって530万、一般財源として462万3千円、この説明を受けております。私は今説明を受けましたら、この一般会計補正予算（第3号）の中で、諸収入の415万8千円は今言いました、モニュメントの中の415万8千円と違うんです。これは今、美化センターの建物共済のどうか言うお話だったんですけど、これは大事なことで金額がピッタリと合いますし、地方交付税の697万8千円というのも、一般財源として697万8千円、これはあんまりにもピッタリと数字が合っているものですから我々は非常に勘違いをるところなんですけれども、私たちが受けましたのは、今言いましたように、助成金が1千万、寄附金が530万、一般財源が462万3千円、これでおそらくその時点で、議員の皆さんは了解をとって専決されたと思います。このあたりの所がよく分かりませんので分かるように説明をお願いしたいのと、もう一つ、寄附金の530万というお金は、集まってもうお手元に届いておるのか、もしそこらあたり、氏名は要りませんが、人数は何人ほどが集まって530万、端数があるのかないのか分かりませんが、集まったのかということも併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。議案概要の10ページでございますが、その中の中段のところの、この補正予算の財源についてでございますが、これは専決処分いたしました、衛生費と商工費両方合わせたものの財源でございますので、この諸収入415万8千円をとってですね、これが商工費の方の財源と特定されているものではございませんので。先ほど申しましたように、415万8千円は全国自治協会共済の建物災害共済金を衛生費の方に充てておる、これはその上に、内容に書いておるとおりでございます。ですから当初議員の皆様にご説明した内容と財源の内容、一切変わる所はございませんので、その点ご了解願ったらと思います。あと寄附金のことについては商工観光課長にお願いしたらと思います。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは寄附金についてご説明申し上げます。先般モニュメント建設委員会の方から、全体として530万円の寄附金があるということで、全額出ささせていただくというご返答をいただいております。なお区分については控えさせていただいたらと思いますが、法人会、それから商工会、販売組合、砥部焼の販売組合でございますが、砥部焼協同組合、観光協会という団体でございます。その方々からそれぞれ、各19年度に予算を組んで、それぞれが支出していただくように、団体として受け入れておるようでございます。以上です。

すみません。収受済みかどうかということだったと思いますが、今はまだ受け取っ

ておりません。モニュメント建設委員会の事務局のほうで、預かっていただいております状況です。

○議長（栗林政伸） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 私もちよっとこの件についてはあんまり聞いてみようとは思ってなかったんですが、今、商工観光課長から答弁があったように、各団体から総計530万の寄付をいただいたというふうなお話があって、我々も焼物の、砥部焼販売組合ですか、組合に属しておるんで、現金という形ではいっちょも寄付していないとか、物として寄付しておるといふ形があるわけなんです、その内訳ですね、530万のその内訳はどんなになっておるのかちょっと教えてほしいんですが。名前を出していただいておりますが、お金では寄付していないんで。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 失礼します。これは現金として受け入れておる金額でして、530万円というのは現金として4団体から受け入れておまして、砥部焼協同組合につきましては現物支給ということでございますので、概ね金額にして600万円程度のというふうに推定をしております。ただこの金額が高いとか安いとかいう問題については私どもあれでございますので、控えさせていただいたらと思います。530万の内訳要りますか。ちょっと資料がないので、金額の端数が10万20万あるかもわかりませんが、170万だったと思うんですが法人会が170万だったと思います。それから商工会が250万、それから砥部焼販売組合が60万だったと思います。観光協会が50万。というような金額でなかったかと思っております。申し訳ございません。合いますか。資料がないもので、ちゅうで申し上げて、申し訳ないんですけども、大体そういった内訳だったと記憶しております。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 要するに、今現金としては、手元には入っておりませんよと、これは1円もということですかね。多少は入っておるんですか。あの、これが19年度までに、要はモニュメントが完成した後の話ですよ。完成は2月くらいにする予定なんですか、モニュメントそのものは。要はお金としては、砥部町がまずは立替払いをしておきますよと。あくまでもこの予算上には寄附金が430万、予算上には入りますけれども現金として出て行くお金とすればおそらくモニュメントの方が、年度内に出来上がるわけですから。その支払いがいつになるか知りませんが、年度内工事ですから、やはり5月までには払い込まないといかんのでしょうし、19年度のお金として払い込みますから、役場がその寄附金の530万円については、まあ言えば立替払い的な感じで、寄附金が19年度の3月31日までに役場の方に届くのか、支払いの中から我々が1千万の支払いをする場合に、役場としては700万しか受け持っていないから、700万払いましたよと、残りの500万はあなたたちが現金で払ってくださいよというような、支払いの方法がどうなのか、私は知りませんがこれで見る限りでは、私とかがまず要ったお金を払い込んで、それで後からその現金が、役場から寄附金として入ってくる流れと、このように解釈したらよろしんでしょ

うか。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 寄附金につきましては現在未収入でございます。ただ、工事請負費につきましては年度末の支払いになろうかと思いますが、それまでに寄附金を受け入れて、やれるというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居議員さんの一般的なことでご質問にお答えしたらと思うんですが、通常、国の補助金であれ、県の補助金であれ、起債であれですね、それらは事業が完成してから入りますので、その前に役場の方で支払いが行われて、まあ出来高を確認して支払いを行うことは一般的に行われることですので、特定財源としていただく寄附金ですね、3月末、年度内に入るということで役場の方が先にそれを払うということは、通常の工事で一般的に行われておることですので、その点ご理解いただいたらと思います。

○議長（栗林政伸） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 私が心配するのは寄附金です。あくまでもこれが確定されたものでなくて、努力をなさって集まったお金をそれに充てようと、モニュメントに充てようとなさることですからその努力について私たちがとやかく言う問題じゃないと思うんですよ。私は思っております。ですけどただ思惑通り、本当にお金が集まるかという心配はいたします。その場合にやはり私たちが、今、町としては462万3千円の支出ですよということになりますけれど、万が一ですよ、寄附金が思うようにはかどらなくて、年度内にはまあ言えば400万しか集まりませんでしたよというふうな場合も起こりうるかもしれない、起こらないことを私も願っておりますけれども、万が一になった時には、結局は私たち、町のお金を、税金をその中に増やして払うのか、あるいは続いてそのモニュメントを建てようという実行委員会の方たちが、その自分たちが支払いますよと言った530万を延々と寄付を募ってなさるのか、年度が明けてもですよ。やはり私たちが一番心配するのはですね、こうして見積もりしますけれども、また国から補助金が1千万出ますよと、こういうのとはまた違いました、寄附金というのは一所懸命頭を下げて、お願いに回らないけないお金なものですから、ここで予算を立てますのも、町の皆さんの税金を使わせていただいておりますものですからね、それを考えます時に、非常に危うい寄附金というのは、危ういものなんですけど、そうなりますとやはり砥部町としてその不足分を補わざるを得ない場合も起こりうるんじゃないかなと。やはり、ただでさえ、当初予算から比べたら3倍に上がった、町の補正を組むわけですから、非常に私も、モニュメントが良いとか悪いとか言う話ではなくって、こういうやり方の心配をしておるんですけれどもね。額が大きいきばかりに、非常な心配をしておるんですけれども、確かに松下課長さんが言われましたように、お金のやりとりというのは、町が先払うとかどうとかいう問題じゃないかもしれませんが、そこらあたりのことを私が心配するから、こういう質問させてもらったんです。



○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の土居議員さんの質問ですけれど、先にですね、課長の方から言われましたように、建設委員会でお金はもう預かっているということでございますので、これから寄付を集めるということでは、私はないと思っております。そういうお話をさっきさせていただいたと思いますので、ご理解を下さい。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。承認第3号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分第8号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~  
日程第2 承認第4号 専決処分第9号の承認について  
(報告、質疑)

○議長（栗林政伸） 日程第2承認第4号専決処分第9号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 承認第4号専決処分第9号の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。内容についてでございますが、お手元の水道事業会計補正予算（第3号）をご覧ください。今回専決で補正をさせていただいた内容でございますが、第1款上水道資本的支出第1項建設改良費を974万円増額したものでございます。これにつきましては第4水源地の第2号ポンプが故障いたしました。町民の皆さんへの飲料水の安定供給を早急に解決していくということで、専決をさせていただいたものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。承認第4号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分第9号の承

認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~  
日程第3 議案第90号 中予広域水道企業団の解散について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第3議案第90号中予広域水道企業団の解散についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上岡企画課長。

○企画課長(上岡洋一) 議案第90号の説明をさせていただきます。議案第90号中予広域水道企業団の解散について。地方自治法第288条の規定により、平成20年3月31日をもって、中予広域水道企業団を解散する。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、中予広域水道企業団は、中予地区3市5町(当時)に水道用水を供給するべく平成6年1月に設立されましたが、平成17年2月、特定多目的ダム法に基づくダム使用権設定申請が却下されたので、水道用水供給事業を中止し、平成20年3月31日をもって企業団を解散することについて関係地方公共団体間の協議を行うに当たり、地方自治法第290条の規定により議決を求めるため、提案するものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。17番、玉井啓補君。

○17番(玉井啓補) 前から、いろいろ懸案になっておったんですが、この砥部町の1,000分の22.5%といったら金額にしたらどのくらいかちょっと教えて欲しいんですが。

○議長(栗林政伸) 今は第90号で、次は第91号でそれが議題に載っておりますので。他にありませんか。質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第90号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって議案第90号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

~~~~~  
日程第4 議案第91号 中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第4議案第91号中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上岡企画課長。

○企画課長(上岡洋一) 議案第91号の内容説明をさせていただきます。議案第91号中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分について。地方自治法第289条の規定により、中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分について、次のとおり定めるも

のとする。財産処分内容。中予広域水道企業団が所有する一切の財産については、平成20年4月1日において松山市（1,000分の778.34）、伊予市（1,000分の90）、東温市（1,000分の85.83）、松前町（1,000分の23.33）及び砥部町（1,000分の22.5）に帰属させるものとする。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、平成20年3月31日をもって中予広域水道企業団を解散することに伴い、当該企業団の財産処分について関係地方公共団体間の協議を行うに当たり、地方自治法第290条の規定により議決を求めるため、提案をするものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） この案件につきましては、当初企業団を作ったときから関係がございましたもので、当時、西崎課長がかなりお忙しく働かれたというふうに記憶しております。財政課長、これは国土交通省から返ってくるお金なんですか。私どもが理解しておるのは大体4千万くらいじゃないかな、お金のことですから、今の段階で大小あると思います。しかし概ねの、いくらくらい返ってくるというお金の目安はついておると思います。その返ってくるお金には、上品ではないけれど、金利も付いて返ってきておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。砥部町の方に返ってくるお金ですが、この案件につきましては9月補正の段階で、予算計上いたしております。その際ご説明いたしました数値が、1,342万7千円のお金が返ってくると。返還金があるということでございます。あと、これにつきましては出資債の繰上償還をいたしますので、繰上償還が889万9千円あるということになります。その差引分が他に使えるお金ということになります。金利うんぬんのことについては私の方で確認しておりませんので、申し訳ございませんが、今ここで有る無いということはちょっと控えさせていただいたと思います。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 結局1,300万ほど返るが、出資したお金はトータル4千万くらい出したんですかね。それくらい出しておったんじゃないでしょうか。

○議長（栗林政伸） 上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。砥部町が出資した総額でございますが、3,544万2,403円でございます。

○議長（栗林政伸） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第91号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第91号は、総務文教常任委

員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議で  
お願いします。

~~~~~

**日程第5 議案第92号 砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の  
変更契約の締結について**

**(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)**

○議長(栗林政伸) 日程第5議案第92号砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請  
負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求  
めます。東岡下水道課長。

○下水道課長(東岡秀樹) 議案第92号砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負  
契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。次のとおり工事請負契約の変更  
契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。平成19年1  
2月7日提出、砥部町長中村剛志。1. 契約の目的、砥部第4号砥部中央幹線管渠敷  
設工事。2. 変更契約金額1億7,488万1千円。3. 今回変更による増額681  
万円。4. 契約の相手方、香川県高松市塩上町2丁目8番19号、戸田建設株式会社  
四国支店、支店長西村雅史。変更の理由でございますが、議員の皆様にも現地確認を  
していただいておりますように、1工区の発進抗兼マンホールポンプ槽築造の仮設工  
法が鋼矢板工法で施行できないということで、ライナープレート工法への変更に伴い  
まして、地盤改良工事費が増額となったものでございます。提案理由でございますが、  
砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ  
り提案するものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう  
お願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありません  
か。[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます

おはかりします。議案第92号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと  
思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は、産業建設常任  
委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議  
でお願いします。

~~~~~

**日程第6 議案第93号 砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定について**  
**(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)**

○議長(栗林政伸) 日程第6議案第93号砥部町行政財産の目的外使用料条例の制

定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第93号砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定についてご説明いたします。砥部町行政財産の目的外使用料条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。まずこの表題にあります行政財産、目的外使用、そして目的外使用料についてですが、一般的には馴染みのない言葉ですので少し説明を加えさせていただきます。町の財産には土地、建物、出資による権利などいろいろございますが、ここに言う行政財産とは行政目的達成のために使用される町の土地や建物であります。一例を挙げますと、この庁舎でありますとか、この庁舎の敷地、文化会館とか文化会館のその敷地、中央公民館とかそういうものが挙げられます。行政目的達成のために使用されるということは、逆に言うと、目的以外には使用することを想定されていないということになります。しかし自治法では例外として、用途又は目的を妨げない限度において私人の使用を認めることができるとされておりまして、これをもって、例外的な使用を認めておる場合がございます。例えを挙げますと、この庁舎の敷地内にあります電柱とか各施設に置かれております自動販売機などこういうものも目的外使用の中に入ります。また、この目的外使用の認め方としましては、司法上の行為であります、賃貸借契約とかいうものではなく、行政処分の許可というものによることとなっております。その使用を許可する場合に使用料を徴収することができます。それがここで言う目的外使用料です。そして、使用料を徴収する場合は条例で定めなければならないこととなっておりますが、本町には目的外使用料を網羅し、具体的な料金を定めた条例がございませんでしたので、今回制定するものでございます。

それでは条文の方、説明させていただきます。議案の方をお願いいたします。砥部町行政財産の目的外使用料条例。第1条趣旨でございますが、この条例は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、許可を受けてする行政財産の目的外使用に係る使用料に関し、別にさだめるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。ここで言う「別に定めるものを除くほか」ということは現在施設の設置条例などの中に例外的な目的外使用料を定めたものがございますので、それらについては従前のまま残るという考え方です。例えば道路の占用についての条例がございしますが、それらがあたります。次に第2条使用料ですが、行政財産の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。別表の方をお願いします。1枚めくって下さい。次のページの中ほどに別表（第2条関係）でございます。ここに料金の目安を定めております。まず左端の方、財産の区分ですが大きく土地と建物に分けております。次に使用の区分、単位、使用料の額を定めております。まず電柱でありますとか、電話柱、支柱これらに類するもの、これらは電気通信事業法施行令に準拠することといたしております。これらに無い場合には砥部町道路占用料徴収条例の規定を準用することといたしております。電柱ですと、大体1,050円程度年間にいただくこととなります。次にガス管であるとか地下埋設物、これに類する物につきましては、

砥部町の道路占用料徴収条例の方を準用することにしております。次に、自動販売機、その他これに類する物につきましては1台につき年額で1㎡未満のものを6千円とし、以下1㎡を超えるごとに6千円を加えるということにしております。それから職員の駐車場でございますが、職員が役場の駐車場等に、敷地内に、継続的に駐車することになりましても、これは目的外使用ということにあたります。そういうことに近傍同種の使用料の額を考慮して町長が別に定めるということにいたしております。現在の所、月額2千円を上限で設定を検討いたしております。その他として1㎡を単位に、1㎡に満たない場合は1㎡未満の端数は1㎡に切り上げて、年額で定めております。これは砥部町公有財産台帳に記載される土地の価額に100分の6を乗じて得た額ということ。ただし近傍土地の同目的の使用料と著しく格差が生じている場合は、町長が別に定める額と。これは一例なんですけれども、伝産会館の裏、これは普通財産ですので、この目的外使用条例にはあたりませんが、月額10万ということでお貸ししたことがございますが、土地の値段が平米2万円といたしますと、それを1千平米お貸しした場合には年間120万、月額10万ほどの額になります。このような算定方法になります。次に建物につきましては売店その他これに類するものは、近傍同種の使用料を考慮してまた別に定めることといたしております。自動販売機につきましては土地と同じ条件にしております。1枚めくって下さい。その他でございますが、これも土地と同じように決めておりますが、建物の場合には右端の方でございますように、公有財産台帳に記載される建物の価額に100分の4を乗じて得た額に土地分を加算するという計算方法にしております。その他の定めといたしまして、4項目を定めております。1. この表の定めのないものについては、町長が別に定める額とする。2. 砥部町公有財産台帳に記載される土地の価額は、近傍同種の土地の評価額を参考に算出した時価評価額とし、建物の価額については、取得価格又は再調達価格から減価償却を行った後の価額とする。ここらのところにつきましては、バランスシートを現在整備しておりますので、土地台帳の整備を進めておりますので、価格についてはつかんでいくところでございます。3. 使用期間が1月以上1年未満のときは月割りとし、1月未満の時は日割りによるものとする。4. 1件100円未満の場合は100円とする。100円以上で10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるということにしております。戻っていただいて、真中のページをお願い致します。3条以下は省略させていただきます、附則の方を説明させていただきます。附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。2として、砥部町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を次のように改正する。この条例を制定することによりまして、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部が重なりますので削除いたします。お手元の方に1枚もので、新旧対照表がございますが、ご覧になって下さい。ここがございますように、現行とあるところに、行政財産の使用料として第5条行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用させる場合には、相当の使用料を徴収する。ただしうんぬんというふうに書かれておりますが、この使用料の徴収について今回この新しい条例で決めますので、この第5条を削除します。

そして第6条以下を繰上措置しております。以上のようなことでございます。第3として、経過処置を定めております。最後に提案理由でございますが、議案の最後のページをお願いいたします。提案理由として地方自治法に基づき、許可を受けてする行政財産の目的外使用について、使用料を徴収し、使用者に適正な負担を求めるため、提案するものでございます。以上ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） この条例の設定についてですが、全体でですね、この4月1日から施行するというので、年間大体どのくらい町の収入になるのか、ある程度のこといいですので聞きたいと思います。それと、自動販売機はですね、これ電気代は別だと思うんですが、そこらあたりの答弁もお願いしたいと思います。職員の駐車場、継続的に駐車の場合は月額大体2千円くらいを徴収すると言われましたが、これもやっぱり、文化会館の前の駐車場のことか、それともどういう所を指しておるのかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 宮内議員のご質問にお答えします。漏れておるところがございましたらまた追加でご質問いただきたらと思うんですが。まず、全体でどれだけの、この条例制定によって収入になるかということですが、既にされておるものもございまして、この条例自体で特に収入が増えるものとしましては、職員の駐車場があらうかと思えます。職員で影響、これ教育委員会も含めると、250台程度の影響が出てこようかと考えます。これは先ほど2千円以内でというふうに申しました。1千円程度で考えますと、延べて1千円程度で考えますと、300万くらいの年間収入という考え方になります。それから、自動販売機につきましては現在特別会計も全部合わせますと、780万くらいの年間収入がございまして。自動販売機の考え方はここに入れております、この6千円という額は基本料金のような、基礎料金でございまして、自動販売機自体はそれを置いておくことでお客さんからのクレームと言いますか、お金を入れたのにジュースが出んとかおつりが出んとか、いろいろございまして、それらの管理する別の費用としてですね、歩合と言いますか、売上の何%はいただきますよと、こういう別契約が必要と考えておりまして、それらはまた別の収入になるとお考えいただきたらと思えます。そこらの所をこの条例制定によって明確にするという趣旨でございまして。電気代につきましては、その自動販売機に含まれておる場合と、含まれてない場合、それぞれ施設施設で、置かれる業者とお話になって、決まってくるということになります。以上のようなところでございまして。失礼しました。それと職員の駐車場ということでございまして、これは全施設を考えております。行政財産に該当するものは行政財産の目的外使用、普通財産なり、その他特殊な事情の場合には、賃貸借契約というのも考えられますが、この条例が基本になります。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 多分このいろんな整備をして、公平な徴収をしようというこ

となんですが、従来職員の駐車場についてはですね、近くの方は歩いて来いというふうな状況であったと思いますし、遠くの方は車で当然来ると、こういうふうな状況であったと思いますが、こういうことになってどういうふうになるのか、そこらをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。職員が行政財産のところに駐車するという事は、空いておるから、便宜上今は認めておるということでございますので、これがお客さんが一杯で使えないということになれば当然職員は駐車できないという考え方、ここらが明確になるということであって、今まで、あたかも役場が職員の駐車場を用意しておるというふうな感覚があったと思うんですが、そういうことではないということになります。逆に今度、使用料を取るということになると、その空いておる場所を確定してお貸しするという形になります。そのお貸しする所は、従来の所とほぼ変わらないということ想定しております。ここらのところは、今後は要綱なり、規則なりを作っていく中で、場所を、詳細を決めていくこととなります。以上のようなことをご理解をいただいたらと思います。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第93号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

ここで一旦休憩します。再開は10時40分です。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時38分

~~~~~  
日程第7 議案第94号 砥部町情報公開条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 再開します。日程第7議案第94号砥部町情報公開条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第94号砥部町情報公開条例の一部改正について。砥部町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。情報公開条例は町民の知る権利を保障し、開かれた町政を推進するため、町民の公文書の公開を求める権利を明らかにし、町政について町民に説明する町の責務を果たされるようにし、町政に対する理解と信頼を深めることを目的



として定めております。今回の改正は、公開請求ができるものの範囲を拡大し、情報公開を一層推進するため提案するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。今回の改正で新たに第28条第1項といたしまして、公文書の任意公開の規定を設けました。従来、第5条各号で公開を請求できるものとして、町内に住所を有するもの、また町内に事務所を有するもの、町内に勤めているもの、町内の学校に在学するもの、それと実施機関の行う事務や事業に利害関係を有するものというふうに定めておりました。今回の改正で、第5条に掲げたもの以外のものについても、公開に努めるというふうにしております。改正後の第28条第2項の規定につきましては、費用負担を定めた条例第16条、公開請求に係る手数料準用と読み替えの規定になっております。併せまして、改正前の第28条は繰り下げて第29条といたしました。この改正条例は公付の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます

おはかりします。議案第94号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いいたします。



#### 日程第8 議案第95号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第8議案第95号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第95号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。始めに提案理由と改正点の概要をご説明いたします。今回の改正は愛媛県人事委員会の給与等に関する勧告にかんがみ、職員の給与月額、それと扶養手当及び勤勉手当の額を改定するため、提案するものでございます。改正点の1点目といたしまして、子ども等に係る扶養手当を月額で500円引き上げる改正をいたします。2点目は勤勉手当の引き上げです。年間ベースで0.05月分引き上げます。3点目は給料表の改定です。給料表につきましては民間給与との格差を縮めるため初任給を中心に、若年層に限定した等級月額の引き上げを行います。人事院におきましては民間給与との格差、これが概ね0.35%でございます。月額にいたしまして1,352円、これを埋めるため給料表の改正を行いました。ま

たこれを受けまして、愛媛県の人事委員会では国と同様に給料表等の是正を行い、埋めきれなかった格差につきましても、調整を行っております。改正内容につきましてもは新旧対照表で行いますのでご覧いただいたらと思います。申し訳ないんですが、右側1ページ、改正案の欄の訂正をお願いしたらと思います。アンダーラインが入っております、「6, 500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については6, 500円、）」ここまで削っていただいたらと思います。正しい改正部分を通して読みますと、「6, 500円、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11, 000円」となります。それでは改正案をご説明いたします。第7条第3項の改正は、子ども等の扶養手当、現在6千円で定めておりますが、これを6, 500円に引き上げる改正でございます。この改正によりまして、手当がどのくらい増えるかということなんですが、現在、試算いたしまして92万7千円の増となります。年間ベースに直しますと、123万6千円程度の影響が出るのではないかと考えております。扶養対象人数は98人で算定しております。次に2ページの方をお開きいただいたらと思います。第8条第3項、ここは扶養親族の変更による手当の決定等についての規定でございます。ここでは配偶者に係る条文の整理を行うものでございます。新たに配偶者を有する状態になった時、また配偶者のない職員になった時に、定めた条文の整理を行いました。次に、第19条の4第2項第1号の改正は、勤勉手当の支給率を「100分の72.5」から「100分の77.5」に引き上げる改正でございます。この改正によりまして、19年度の勤勉手当の率につきましてもは、既に支給を終わりました6月分、これは100分の72.5。今回改正によりまして、12月分が100分の77.5というふうになります。年間ベースでは100分の150というふうになると思います。この改正による勤勉手当の増額分ですが、362万6千円を見込んでおります。全会計213人で計算を行っております。大体1人平均で19, 800円程度増になる予定でございます。次に3ページをお願いいたします。第2条関係の改正でございます。先に改正いたしました勤勉手当の率を平成20年度以降の運用におきましては、6月12月とも同率の100分の75で支給する改正になっております。改正後の年間支給率につきましてもは100分の150で変わりません。次に議案の本文の方へ戻っていただきまして、別表の給料改正でございますが、冒頭で説明いたしましたとおり、改定率につきましてもは各級で異なっております。初任給を中心に、若年層に厚い改正にしております。また4級以上の職にあるものにつきましてもは平成18年に給料表の改定が入りまして、既に差額が生じております。実質増額はありません。改定による影響額ですが、168万7千円を見込んでおります。対象になる職員が86名、年間ベースで224万9千円を見込みました。最後に附則で、改正条例の適用時期を定めております。扶養手当給料表は19年4月1日、勤勉手当につきましてもは19年12月1日からの適用とし、第2条の勤勉手当の率を6月と12月を同率にする改正につきましてもは平成20年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 担当課長の方から説明がございました。町長、これ来年の4月1日からやる言いよるんじやが、私が前から言いよりますようにね、砥部の職員は皆優秀なんです。けど優秀な中からまたなんぼか優秀なあれを、いわゆる松山市がやっておるような給料体系に、民間はそれは、優秀なもんには出しよりましよう。皆一緒に出すんじゃないと思います。そういうふうに、やっぱり優秀な人の優秀なそれに値するような給料に改定していくお気持ちがあるのか。町長どうぞ。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今、三谷議員さんからご質問いただきましたように、やはり職員の評定というのはきちっとして、正しくやらなければなりませんし、優秀な人にはやはり、昇給もしていただきたいというふうに思っております。これから勤務評定と言いますか、評定はきちっと進めていきたいというふうに思っております。

○議長（栗林政伸） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） それが4月1日から反映されることを期待しております。もう一つお尋ねをしたいんですがね、総務課長、1級から7級まであります。概算でええから1級は何名、2級は何名という数字をお知らせ願ったらと思います。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の三谷議員さんの質問ですが、一応今、1級から6級になっております。この詳しい数字についてはですね、今ちょっとはっきりした数字は持っておりません。後でまたご報告させていただいたらと思います。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第95号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第9 議案第96号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第9議案第96号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 議案第96号砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。

今回の改正につきましては、平成20年の4月1日より65歳以上の国民健康保険

税の納税義務者である世帯主が、なんらかの年金を受給している場合、国民健康保険税を年金から特別徴収の方法によって徴収することになったものでございます。ただし、地方税法施行例で、その世帯に65歳未満の被保険者がいる場合、または年金額は18万円未満の場合及び国保税と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1以上になる場合は除かれます。なお現在該当する世帯については約840世帯になっております。参考でございますが、これらの世帯の最近の国保税の徴収率につきましては約99%でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます

おはかりします。議案第96号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議で申し上げます。

~~~~~  
日程第10 議案第97号 砥部町保育所条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第10議案第97号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 議案第97号砥部町保育所条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。砥部町保育所条例（平成17年砥部町条例第93号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改正するということでございます。この別表につきましてはまた後ほど新旧対照表でご説明を申し上げます。これの施行期日でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行する。提案理由でございますけれども、所得税の税制改正に伴い保育料徴収基準表内の所得税額の見直しが生じたこと及び保育料の多子軽減の拡大を図るため、提案するものでございます。それでは新旧対照表の方をご覧下さい。平成19年度の税制改正によりまして所得税の税率が引き下げられ、住民税への税源移譲が行われておりますが、平成19年度の所得税が平成20年度の保育料に反映されることになるため、現状の規定のままでは保育料が減少するということになるため、この砥部町保育料徴収基準表の階層区分のD1からD9の定義の欄に定められております税額を新しい税率に基づいて改正するものでございます。これまでは、課税の対象となる所得金額が330万円までは10%、330万円から900万円までは20%の税率でございましたが、

今回の改正によりまして195万円までは5%、195万から330万円までが10%、330万円から695万円までが20%というふうに引き下げられております。この改正後の税率によりまして、各階層の所得の額を設定しているものでございます。この新旧対照表のこの基準表の中の、各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分の欄でございますけど、定義の中でD1からD9までそれぞれ32,000円未満とか、32,000円以上64,000円未満こういった税額が定められておりますけれども、この部分、アンダーラインの部分でございますけれども、新しい税率で算定しております。D1からD5の階層までにつきましては、課税対象の所得金額が195万円未満の階層の世帯でございますので、税率が10%から5%に引き下がったと、まあ半分の率になったということですので、この税額につきましても半額という金額になっております。またD6からD9につきましても、この改正後の税率に基づき算定いたしました結果、このような金額に引き下げられているというものでございます。従いまして、保育料そのものにこれによって、変更があるというものではございません。それから備考欄の第1項及び第2項のアンダーラインの部分でございますけど、これにつきましては地方税法、租税特別措置法、租税特別措置法の一部を改正する法律の改正によりまして、条項の番号が変わっておるということに対応するため、今回適正に改正するものでございます。また備考の第3項でございますが、これが多子世帯の負担軽減を図るために改正するものでございまして、国における保育所運営費の国庫負担の取扱における方針に沿って改正するものでございまして、現状では2人以上の児童が保育所に入所している場合に、保育料が高い、つまり3歳未満児、以上児より未満児の方が保育料が高くなっておるんですけれども、年齢が最も低い児童以外の児童について、軽減措置を行っておるという規定になっておるんですけれども、改正案では軽減の対象を保育所の入所児童だけではなく、兄弟姉妹が幼稚園や認定こども園に入所している場合には、そのすべての児童に範囲を拡大するということと共に、より年齢の低い、つまり保育料が高い児童に対して軽減を行うようにするという内容になってございます。本年10月1日現在における、負担軽減となる対象世帯数は33世帯、全体で年間101万8,800円の保護者の負担軽減となるというふうに試算をしております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます

おはかりします。議案第97号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いいたします。

日程第 1 1 議案第 9 8 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第 1 1 議案第 9 8 号砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長(正岡修平) 議案第 9 8 号砥部町広田保育所条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 1 9 年 1 2 月 7 日提出、砥部町長中村剛志。砥部町広田保育所条例(平成 1 7 年砥部町条例第 9 4 号)の一部を次のように改正する。別表を次のように改めるといふこととあります。施行期日につきましては平成 2 0 年 4 月 1 日から施行するといふこととあります。提案理由、所得税の税制改正に伴い保育料徴収基準表内の所得税額の見直しが生じたこと及び保育料の多子軽減の拡大を図るため、提案するものであります。これにつきましても新旧対照表のとおりでございます。各階層区分の所得税額が下がっております。これにつきましては、改正の趣旨目的等につきましては先ほどの議案第 9 7 号の砥部町保育所条例の一部改正と同様でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、井上洋一君。

○7 番(井上洋一) 先ほどと同じといふことなんですけど、該当世帯の軽減額はどのくらいになるんですか。

○議長(栗林政伸) 正岡民生こども課長。

○民生こども課長(正岡修平) 多子世帯の負担軽減に伴う広田保育所における影響世帯と額といふこととあります。広田保育所分につきましては、対象となる世帯数が現状では 3 世帯でございます。それで年間にいたしますと 2 4, 6 0 0 円の負担軽減といふふうに試算いたしております。

○議長(栗林政伸) 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第 9 8 号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第 9 8 号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、1 2 月 1 4 日の本会議でお願いします。

ここで、先ほど三谷議員からの質問でありました、職員の等級に対しての職員の数が分かりましたので、明賀総務課長より説明をお願いします。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) 先ほどの三谷議員さんのご質問なんですが、一応、今現在、一般行政職が 1 8 5 名おります。これの内訳といたしまして 1 級が 1 4 名、2 級が 3 4、3 級が 8 5、4 級 2 7、5 級が 2 0、6 級が 5、以上でございます。ちなみにそれ以外に医療職が 1 名、それと単労職が 2 7 名、現在職員数が 2 1 3 名になっており

ます。

日程第12 議案第99号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第12議案第99号砥部町陶芸創作館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長(相田由紀夫) それでは議案第99号についてご説明申し上げます。砥部町陶芸創作館条例の一部改正について。砥部町陶芸創作館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。今回の改正は別表を次のように改めるものでございます。第7条関係でございまして、使用料についてでございます。新旧対照表をお願いいたします。現行におきましては3時間単位での計算でございましたが、改正案では1時間単位とするものでございまして、改正案の方を見ていただきたらと思います。利用単位につきましては、1人1回の体験について使用料200円、この部分につきましてだけ、基本料ということでございまして1回の利用は2時間とするということで網羅されると思います。なお2時間を超えて利用される場合につきましては1時間当たり100円を使用料に加算するというものでございます。また、ろくろを使用する場合におきましては使用料の半額を使用料に加算するというものでございますので、半額分は50円でございますので、150円になろうかと思っております。また2時間を超えて利用する場合においては、利用時間が1時間に満たない時間がある場合はこれを1時間とみなす。10分、20分、30分というようなものにつきましても1時間あたりの金額でお願いするものであります。提案理由でございしますが、使用料手数料見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものでございます。なお、今回の施設でございしますが、今まで一般の人の貸し出しはなく、観光で来られた方の利用となるものでございまして、見直し基準に基づきまして、条例の整備をするものでございます。また、歳入につきましても、特に2時間以内ということでございまして、商品に含まれるということでございますので収入が増えるということにはならないというふうに考えております。また3時間以上とか、自分で粘土を持ち込んだ場合におきましては1時間あたりの単位で1時間なら100円ということで頂くということになろうかと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます

おはかりします。議案第99号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第99号は、産業建設常任

委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議  
でお願いします。

~~~~~

**日程第13 議案第100号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について**  
**(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)**

○議長(栗林政伸) 日程第13議案第100号砥部町営住宅管理条例の一部改正に  
ついてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) 議案第100号砥部町営住宅管理条例の一部改正につ  
いてご説明いたします。砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、2ページ  
をめくっていただきまして、砥部町営住宅の入居資格等の対象から暴力団員を除外す  
ること及び重光団地を用途廃止したため、提案するものでございます。それでは新旧  
対照表でご説明申し上げます。左が現行、右が改正案でございます。改正案の第6条  
入居者の資格でございますが、「第5号 その者又は現に同居し、若しくは同居しよ  
うとする親族が暴力団員でないこと」の新設でございます。第7条入居者資格の特例  
でございますが、前条の第5号を新設したため、「第1号から第4号まで」としてお  
ります。次のページをお願いいたします。第9条入居者の選考でございますが、「第  
4項 町営住宅の入居の決定」でございますが、これは左側を見ていただきまして、  
「一般町営住宅」となっておりまして、これは語句の訂正でございます。第11条同  
居の承認、「第2項 町長は前項に規定する同居させようとする者が暴力団員である  
ときは、同項の承認をしてはならない。」の新設でございます。第12条入居の承継、  
「第2項 町長は、前項に規定する引き続き居住を希望する者が暴力団員であるとき  
は、同項の承認をしてはならない。」の新設でございます。第41条住宅の明渡で  
ございますが、「第5号 入居者又は同居する者が暴力団員であることが判明したと  
き。」の新設でございます。次のページをお願いいたします。第49条使用許可、「第  
2項 町長は、前項に規定する者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはなら  
ない。」の新設でございます。第51条入居者資格でございますが、「第3号 その者  
又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと」の新設で  
ございます。第52条、第53条につきましては、49条が1項と2項に分かれたため  
なりましたものでございます。第57条決定等に関する意見聴取、「町長は、入居者の決  
定をしようとするとき、又は現に住宅に入居している者について、町長が特に必要が  
あると認めるときは、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。」の新設でござ  
います。次のページをお願いいたします。これは左の一番上側、重光団地と明記されて  
おりますけれども、重光団地の用途廃止に伴う削除でございます。なおこの公営住宅  
からの暴力団排除につきましては、国と検察庁が排除指針をまとめたことから条例改  
正するものでございます。施行は平成20年1月1日としております。以上よろしく  
ご審議賜りますようお願い申し上げます。



○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） この条例自体がうんぬんではないんですけど、これで言えば入居の資格とか入ってくるまで、最初入居する時点では暴力団員でなかったとしてもですよ、入居してから暴力団員になるというケースもないとは言えませんので、そのへんはどうなるんですかね。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。この条例の改正につきましては、2ページ目を見ていただいたらと思うんですけど、附則の欄でございませけれども、経過措置ということで、入居後暴力団員であることが判明したときも、もう既に入居をしている方についても同じように適用するということでしておりますので、回答とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 確かに、新居浜等々でいろいろな問題がありましたから、こういう取り組みは非常によろしいかと思うんですけども、まずその暴力団という見分けですよ、こういうチェックの仕方というのは何かマニュアルみたいなのがあって、あるいは問い合わせる所があって、チェックが出来るシステムになっているんでしょうか。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 暴力団の定義につきましては、まず暴力団員による不当な行為の防止に関する法律と、もう1つ、暴力団対策法がございます。この中で言葉の定義の中に、「暴力団員 暴力団の構成員」と明記しております。ただこの内容につきましては、先ほど条例改正の中で申し上げましたとおり、所轄の警察署長と合意書を締結いたしまして、協力いただいとということで、そういうものに対応するということになっております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません、続いてなんですけど。確かにそういうふうに、警察の、書いてありましたけれども、まずそれまでに私たちが分からないのか、まあ言ったら、1件1件、土居美智子が住居を借りますよと、じゃあ土居美智子は構成員かと言うんじゃないですけども、暴力団というのはやっぱり構成員らしき風格とか、態度とかいうもので分かるんですかね。私、これにいちやもん付けるわけではないんですけど、これからこれを運用する時にですよ、非常に困難なんじゃないかなということをお聞かせしてもらおうと思ったんですよ。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。ちょっと私が説明不足がありましてお詫び申し上げます。これは所轄の警察署長との合意書というのは、私らどもが、そういう人がおりそうじゃなかったらその人を照会をかけて、警察が明確にそのことについて判断をしていただけるといってそういう合意書を結ぶというこ

とでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗林政伸） 他に。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 暴力団員、暴力団これと俗に言う右翼さん、ここらへんの違いはどんなに分けるか、例えば難しいと思います。暴力団、暴力組員とかいうのと、また右翼団体とかそういう団体さんがおられるから、それも暴力団に入るのか入らないのかそこらへんちょっと線を引いときたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） この暴力団につきましては警察の方で、それなりの暴力団員である、構成員であるということについてはつかんでおります。ただ私の方で、それがどういうものであるかは、真に申し訳ございません。私は把握しておりません。以上で回答とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） いろいろ構成されておりますが、私どもが聞いておりますのには、兄弟分の盃を酌み交わしたのは暴力団と警察は判断しておる、これはいろんな解釈をする場合がありますよ、けど私が1つだけお尋ねしたいことはですね、仮に元暴力団でありました。刑を受けました。真面目に務めて仮釈放をされました。その時には身元保証人ゆうたらやっぱり兄弟です。そんな時に、たまたま町営住宅におった人を保護司観察のもとにおいては更正の道に進んでおる人まで、過去に暴力団だから家族の方皆さん出て下さいではね、これはあんまりにもきつすぎるんじゃないのかと、そこらあたり。警察は、過去は暴力団でした。刑を受けました。しかし仮釈放になりました。そんな時、どこにでも住んだんじゃいかんのです。家族あるいは身元の近い人間のところに同居して下さいと。そうして保護司が観察しに来るんですね。そこらも例外的なもん、いわゆる前向きなもんについては解釈をですね、全部せんとすることはいかがなものかと、ただそのことを危惧いたしましてお尋ねいたします。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 暴力団員、これは1つの定義で、非合法によっていろんな形の活動をするという形で、その中で、刑法で、その部分その司法の場で判断されて、またその人が出てきてからもう1回組員、暴力団員に入ればそういうことになりますけれど、それ以後入らなければ、暴力団員ということで警察に照会をかけても暴力団員ではないと回答が返ってくるんじゃないかと思われます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） その者又は現に同居し、若しくは同居をしようとする親族が暴力団員でないことは、もし仮に私が入っておって、息子が暴力団であったという場合は親族にあたりますよね。このへんの関連を具体的に説明していただけませんか。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 公営住宅につきましては、同居というのは親族の関係で、民法でうたわれております。これを適用させていただいております。民法で親族の範

困を、直系親族で6親等。配偶者にある血族ですね、6親等になる血族、それと配偶者。それと婚姻によりまして生じた親族、姻族でございます、これが3親等内。この中であくまでも同居、町営住宅に入居する人が暴力団員であるかないかの判断でございまして、そのときには同居の継承と、入居者という形の中で、先ほど申し上げました、入居につきましても入居の決定。同居につきましても同居の決定。次に入居者の代表者が亡くなった場合につきましては、承継という形の中で、砥部町の許可を得るということになっておりますので、そういう考え方としてそういうものになっておるといことで、回答させていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第100号は、産業建設常任委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。



#### 日程第14 議案第101号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第14議案第101号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 議案第101号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由としまして、2枚開けていただきまして、砥部町特定公共賃貸住宅の入居資格等の対象から暴力団員を除外するため、提案するものでございます。それでは次の新旧対照表でご説明を申し上げます。改正案第6条入居資格、「第5号 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと」の新設でございます。第27条同居の承認でございますが、「第2項 町長は前項に規定する同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。」の新設でございます。次のページをお願いいたします。第27条の2入居の承継、これにつきましては元々入居の承継の条文がございましたので、すべて暴力団の排除と通常の分の承継について入れさせていただきました。第29条住宅の明渡し請求、「第5号 入居者又は同居する者が暴力団員であることが判明したとき。」の新設でございます。第31条決定等に関する意見聴取ということで、「町長は、入居者の決定をしようとするとき、又は現に住宅に入居している者について、所轄の警察署長の意見を聴くことが

できる。」の新設でございます。施行日は平成20年1月1日とします。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） この、特定公共賃貸住宅というのはどういうのが該当しておるんですか。お願いします。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。この特定公共賃貸住宅というのは、町営住宅を補完するための住宅として、広田エリアに3戸だけございます。その詳しい内容につきましては、まず公営住宅法に基づく町営住宅につきましては月額所得で20万円未満の人で、家を持ってない、住宅に困窮している人しか入れません。ところがこの特定公共賃貸住宅は収入が月に20万以上で36万以下の人が入れますよという形で、広田エリアには民間アパートがございません。そういう形のなかで、公営住宅を補完するものとして3戸だけ設置しているものでございます。目的はそういうものでございます。以上回答とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 広田エリアに3戸ですかね。3戸と言われたと思うんですが、現在入居されておるんですか、どのような状況ですか。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 今現在3戸、2ヶ月前に1戸空きました。現在3戸中2戸は入居されておりますけれども、公募をかけても今現在応募者がいないというのが現状でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 先ほどの続きですが、こういう住宅は置いておく必要があるんですか。今2戸は入られておるようなので、その人に出ろというのではないんですよ。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 公営住宅につきましては自治体の役割分担として、住宅に困窮する低所得の人のために住宅を確保する義務がございます。そのなかで、愛媛県では今現在、県営住宅や市営住宅、町営住宅がございますけれども、現在の数を確保するということで、用途廃止することにつきましても県国の許可が要ります。それは建替え計画とかいろんな形のなかで、そういうものの数を確保しなさいと、ストックしなさいという方針が定まっております。またそれは砥部町エリアの中で、どこに建てるかは別といたしまして、それだけの数は確保しなければならない。なお砥部には県営団地が458戸ございます。これがあるから町営住宅の数は現在、重光団地9戸を省きますと、公営住宅は100戸、特定住宅は3戸でございますけれども、こういう状況でございますので、近隣市町村に比べても非常に数が少ない。行政としては、今言った形の中で、住民サービスのために確保していかないといけないと考えております。以上で説明とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 度々すみませんね。あまりピンとこないんですけど、それだったら町営住宅をされて、この特定公共賃貸住宅というのをやめてもいいんじゃないんですか。何か意味があるんですか。分かりづらいんですが、私は。所得は聞きましたけど。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） この公営住宅の付随するものにつきましては、入居資格というものがございまして、収入の多い人がまず入れない。その中で、収入のランクによって入れる住宅と入れない住宅がある。公営住宅はなぜ収入の少ない人が入るかという、国が応分の負担をしておる。つまり公営住宅を建てる時には、補助金制度はなくなりましたが、交付金制度でも40%台は補助対象の事業に対して補助金が出て、市町村の役割分担として維持管理しなさいと、建替えしなさいというそういう形の指導がございまして、そういう振り分けの中でございまして。また特定公共賃貸住宅につきましては、先ほど申し上げたとおり、広田の方で住んで、仕事がしたいけれども、公営住宅には入れない。また単身者だったから。収入が該当するも、単身者だから若い人だから入れない。というような形のなかで、それぞれ役割分担を持ってのいろんな種類の公営住宅があるということでご理解を頂けたらと思います。以上で説明とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第101号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。



#### 日程第15 議案第102号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正 について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第15議案第102号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 議案第102号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、1枚めくっていただきまして、砥部町営後継者及び単身者住宅の入居資格等の対象から暴力団員を除外するため提案するものであります。新旧対照表

を見ていただきたらと思います。改正案第6条入居者の資格、「第4号 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。」の新設でございます。第7条入居者の資格の特例でございますが、前条に第4号が新設されたためでございます。次に第24条住宅の明渡請求ですが、「第5号 入居者又は同居する者が暴力団員であることが判明したとき。」の新設でございます。裏をめぐっていただきまして、第27条決定等に関する意見聴取、「町長は、入居者を決定しようとするときは、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。」の新設でございます。施行日は平成20年1月1日からです。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第102号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第16 議案第103号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第16議案第103号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 議案第103号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、1枚めぐっていただきまして、砥部町若者定住促進住宅の入居資格等の対象から暴力団員を除外するため提案するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。改正案第6条入居者の資格、「第3号 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。」の新設でございます。第7条入居資格の特例でございます。第3号を新設したためでございます。第24条住宅の明渡請求、「第5号 入居者又は同居する者が暴力団員であることが判明したとき。」の新設でございます。裏を見ていただきたいと思います。第27条決定等に関する意見聴取、「町長は、入居者を決定しようとするとき、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。」の新設でございます。施行日は平成20年1月1日からです。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます

おはかりします。議案第103号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

ここで一旦昼食のため休憩します。再開は午後1時10分です。

午前11時39分 休憩

午後 1時09分 再開

~~~~~

日程第17 議案第104号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第18 議案第105号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第106号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第107号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第108号 平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第109号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 再開します。日程第17議案第104号から日程第22議案第109号までの平成19年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。補正予算の1ページをお願いいたします。議案第104号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第4号）。平成19年度砥部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,078万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,336万2千円とする。もう1点、地方債補正がございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成19年12月7日提出、砥部町

長中村剛志。内容について若干ご説明をいたします。次のページをお開き下さい。歳入補正の方ですが、2ページの方でございます。9款地方交付税を2,631万8千円。13款国庫支出金を229万7千円。14款県支出金を1,349万円。15款財産収入を53万6千円。19款諸収入の雑入を714万1千円。20款町債を100万円。合計5,078万2千円でございます。それから歳出のほうでございますが、3ページの方をご覧下さい。2款総務費を342万3千円増額いたします。3款民生費は3,473万6千円を増額いたします。4款衛生費を966万5千円増額いたします。6款農林水産業費を53万1千の増額です。8款土木費は97万7千円の増額。最後に9款消防費を145万円増額いたします。合計5,078万2千円の増額補正でございます。

それから4ページの方をお願いいたします。第2表地方債補正でございますが、防災対策事業債100万円を追加補正いたします。起債の方法、利率、償還の方法は従来どおりでございます。以上簡単ではございますが、歳出の方の内容につきましてはお手元の方にお配りしました議案概要の6、7ページの方に詳しくご説明さしあげておりますので、ご覧になっていただいております。なお、また委員会の方でご審議をいただくと聞いておりますので、私の方からは以上の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 議案第105号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。平成19年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条でございますが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,591万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,783万3千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは第1表でご説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き下さい。まず歳出の方からご説明いたしますので、3ページをご覧いただいたらと思います。1款総務費、今回は補正280万1千をお願いするものでございますが、今まで保険証は世帯単位でお渡しをしておりましたが、来年の4月から個人別にカード化する予定でございます。これにつきましては、後期高齢者医療制度も4月からカード化されますので、それに合わせての予算でございます。次に2款保険給付費でございますが、1項療養諸費4,080万円でございますが、これは医療費等の増加によるものでございます。それとインフルエンザ等が流行する恐れもありますので、それらの増加分も見込んでおります。2項高額療養費2千万円の補正でございますが、これにつきましても増加見込みでございます。3款老人保健拠出金4,079万円の減額でございますが、これにつきましては支払基金の確定通知による減額でございます。4款介護納付金でございますが849万8千円の減額、これにつきましても先ほどと同じでございます。6款保健事業費でございますが、3



千円の減額でございます。これにつきましてはは来年4月から始まります特定検診の、町と国保連合会を結ぶネットワークの負担の増と、計画書策定によります委託料の減額の相殺でございます。8款諸支出金1, 160万7千円、これは18年度の療養給付費国庫負担金の精算による償還金でございます。歳出合計2, 591万7千円の補正でございます。

続きまして2ページの歳入につきましてご説明申し上げます。3款国庫支出金1項国庫負担金1, 171万5千円の減額でございます。これにつきましては療養給付費の増額分、老人保健医療費の拠出金や介護納付金の減額分でございます。2項国庫補助金3, 415万8千円これにつきましては普通調整交付金の増額によるものでございます。次に4款の療養給付費等交付金でございますが、4, 555万円の減額でございます。これは退職者医療の支払基金からの確定通知に基づく減額でございます。5款県支出金2項の県補助金でございますが、875万3千円の減額でございます。これにつきましては先ほどの老人保健医療費の拠出金及び介護納付金の減額に伴うものでございます。8款繰入金2, 158万8千円でございますが、基盤安定事業及び一般管理や特定検診の繰入金でございます。9款繰越金3, 618万9千円、前年度からの繰越でございます。歳入補正合計2, 591万7千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第106号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。保険事業勘定の補正につきましては既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3, 605万7千円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。3ページをご覧ください。歳出より説明させていただきます。今回の補正につきましては趣旨普及費の減額補正、そして保険給付費及び地域支援事業におきましては、事業の実績に基づきまして、予算の組替えを行うもので補正額の増減はございません。補正額の欄をご覧ください。1款総務費4項趣旨普及費におきましては8万4千円の減額、これは印刷製本費の不用額でございます。2款保険給付費及び4款地域支援事業費におきましては補正額は0円で増減はございません。これにつきましては利用者の増減等によりまして予算の組替えを行っております。2款保険給付費の1項介護サービス等諸費におきましては8, 729万2千円の増額。2項介護予防サービス等諸費におきましては1億67万4千円の減額。4項高額介護サービス等費におきましては459万円の増額。5項特定入所者介護サービス等費におきましては879万2千円の増額。以上のとおりで、2款内におきまして組替えを行っております。4款地域支援事業費では1項介護予防事業費の1目と2目におきまして予算の組替えを行っております。1目の介護予防特定高齢者施策事業費におきまして80万円の減額、2目の介護予防一般高齢者施策事業費におきまして80万円の増額。以上、4款1項内においての組替えを行っております。従い

まして、歳出合計は8万4千円の減額補正をお願いしております。2ページの歳入をご覧になって下さい。7款繰入金1項一般会計繰入金におきまして8万4千円の減額。これは事務費の不用額でございます。歳入合計は8万4千円の減額を計上しております。以上で議案第106号の説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第2号）。平成19年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。第1条といたしまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,983万4千円とする。「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでして、平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。3ページの歳出からご説明申し上げます。1款運営費ですが700万円の補正をお願いするものでございます。商品売上の増加に伴う売店商品の仕入れ代でございます。700万円を補正するものでございます。財源は売店売上を充てるものでございます。歳入の補正は今、申しましたとおり700万円の増額でございます。売店収入を充てるものでございます。

次に、日程21の議案第108号をお願いいたします。とべ温泉特別会計補正予算でございます。ご説明申し上げます。1ページ目をお願いいたします。平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）。平成19年度砥部町のとべ温泉特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,997万2千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。同じく2ページ、3ページをお願いいたします。歳出よりご説明申し上げます。1款温泉運営費でございます。温泉運営費、補正前の額4,959万6千円、補正額31万3千円。合計4,990万9千円でございます。歳出合計は4,997万2千円でございます。この温泉運営費の内訳につきましては、第27節公課費として消費税及び地方消費税の精算払不足金の補正をお願いするもので、財源は事業売上を充てるものでございます。2ページ目の歳入でございますが、1款事業収入31万3千円の補正をお願いするものでございます。歳入合計4,997万2千円でございます。以上で説明を終わらせていただいたらと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第109号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第

1表「繰越明許費」による。平成19年12月7日提出、砥部町長中村剛志。次のページ、2ページをお願いいたします。第1表繰越明許費でございますが、1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業ということで、4億303万5千円の繰越明許費をお願いするものであります。繰越明許の内訳でございますが、お手元のほうに配布させていただいております資料をご覧ください。まず管渠費関係の詳細設計委託料が3,902万9千円。それと3工区の管渠工事費でございますが平成20年の7月末まで約8ヶ月の工期が必要ということで、工事の完成が平成20年度に渡ることが確実でございますので、事務費を含めまして2億2,400万6千円の予算の繰越をお願いするものでございます。また、浄化センター関係では土木建築工事を日本下水道事業団に建設委託をしておりますが、ご承知のように一連の耐震強度偽装事件を契機といたしまして本年6月に建築基準法の改正がございまして、建築物の安全性の確保を図るために、建築確認システム及び耐震構造規定が改正されまして、新構造基準に適合させるための構造計算の見直しが必要となりまして、年度内完成が厳しい見通しとなったものでございます。そのため前金払の6千万円を除きまして、土木建築工事費の1億4千万円の予算の繰越をお願いするものでございまして、合計で4億303万5千円の繰越明許をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。  
おはかりします。

議案第104号から議案第109号までの平成19年度補正予算に関する6件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第104号から議案第109号までの平成19年度補正予算に関する6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1時28分 散会

平成19年第4回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成19年12月14日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成19年12月14日 午前9時30分 議長宣告			
応招議員	1 番 山口元之	2 番 政岡洋三郎	3 番 西岡章一	
	4 番 土居美智子	5 番 中村 茂	6 番 西村良彰	
	7 番 井上洋一	8 番 樋口泰幸	9 番 栗林政伸	
	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 大野和博	
	13 番 中島博志	14 番 田室博志	15 番 平岡文男	
	16 番 山本典男	17 番 玉井啓補	18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし			
出席議員	出席議員は、応招議員の18名			
欠席議員				
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長	中村 剛志	副町長	柳田 稷
	収入役	佐川 秀紀	教育長	佐野 弘明
	総務課長	明賀 徹	広田支所長	丸本 正和
	企画課長	上岡 洋一	監理財政課長	松下 行吉
	税務課長	武智 充吉	住民サービス課長	藤田 正純
	民生こども課長	正岡 修平	生きがい推進課長	大西 潤
	健康づくり課長	相原 宜紀	学校教育課長	松村 昇二
	生涯学習課長	大野 哲郎	環境保全課長	日浦 昭二
	商工観光課長	相田由紀夫	農林課長	西崎 悟
	建設課長	萬代 喜正	下水道課長	東岡 秀樹
	水道課長	辻 充則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫			

平成19年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

- 日程第1 議案第 90号 中予広域水道企業団の解散について
- 日程第2 議案第 91号 中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第3 議案第 92号 砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第4 議案第 93号 砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定について
- 日程第5 議案第 94号 砥部町情報公開条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 95号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 96号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 97号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 98号 砥部町広田保育所条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 99号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正について
- 日程第11 議案第100号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第101号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第102号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正について
- 日程第14 議案第103号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について

- 日程第15 議案第104号 平成19年度砥部町一般会計補正予算  
(第4号)
- 日程第16 議案第105号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計  
補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第106号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第18 議案第107号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第19 議案第108号 平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第20 議案第109号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第21 同意第 1号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 2号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第 3号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第 4号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第 5号 砥部町教育委員会委員の任命について
- 日程第26 請願第 5号 最低賃金法の抜本改正を求める請願について
- 日程第27 陳情第 4号 じん肺やアスベスト被害の根絶に向けての陳情につ  
いて
- 日程第28 陳情第 5号 万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求め  
る陳情について
- 日程第29 陳情第 6号 県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情に  
ついて

平成19年第4回砥部町議会定例会  
平成19年12月14日（金）  
午前9時30分開会

○議長（栗林政伸） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第90号 中予広域水道企業団の解散について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第1議案第90号中予広域水道企業団の解散についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第90号について、審査の結果をご報告申し上げます。平成6年1月に設立された中予広域水道企業団については、平成17年2月に特定多目的ダム法に基づくダム使用权設定申請が却下されたため、水道用水供給事業を中止し、平成20年3月31日をもって企業団を解散することとなったため、地方自治法の規定により関係地方公共団体間の協議を求められたものであります。

よって、議案第90号は、必要な手続きがなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第90号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号中予広域水道企業団の解散については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第91号 中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第2議案第91号中予広域水道企業団の解散に伴う財産処

分についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第91号について、審査の結果をご報告申し上げます。

中予広域水道企業団が、平成20年3月31日をもって解散することとなったため、地方自治法の規定により、財産処分について、関係地方公共団体間の協議を求められたものであります。

よって、議案第91号は、必要な手続きがなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第91号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号中予広域水道企業団の解散に伴う財産処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第92号 砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の変更契約の締結について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第3議案第92号砥部第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） 砥部中央幹線管渠敷設工事（1工区）請負契約の変更契約については、工法の変更に伴い工事費681万円を増額するもので、必要な変更契約の締結であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。4番、土居美智子君。



○4番（土居美智子） すみません、私が勘違いしてたらいけませんので、ちょっと確認の意味で質問させてもらいたいのですが。もし委員長さんのほうでお聞きでしたら答弁いただいて、もし不明な点は、行政の方から答弁いただいたらと思うんですが。実は、このマンホールの、今回の契約変更につきましては、おそらく1期工事の分の5.5mの管渠の延長分というふうに理解をしておるんですが、この会議におきまして、繰越明許の工事が出てたと思うんですけど、その繰越分の明許と、この契約変更の工事ですね、これは多分11月の末までに下水道事業団の方へ引き渡さないといけないということで、おそらく延長工事という措置を取られたというふうに記憶しておりますけれども、この繰越明許、私がここで、もし質問する場所が違っていたら訂正しますけれども、繰越明許分の工事と、その11月末までに引き渡さなければならなかったというところの関連をですね、もう1回ちょっと、私の方で理解が難しいんで説明をお願いしたらと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（栗林政伸） 中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） 第4号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の変更契約についてですが、先ほどご指摘ありましたように、1工区のマンホールポンプ兼発進抗築造の仮設工事の工法が鋼矢板工法からライナープレート工法に変更になったこと及び、薬の注入量増加のための変更でございます。この増額に関しましては18年度繰越事業でありまして、19年度の1月末には完成する予定でございます。なお詳細については担当課長が説明いたしますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今回の681万円の変更契約につきましては、今、委員長さんが説明されましたように、18年度から19年度の繰越事業でございます。今回の議案第109号で繰越をいたしております補正予算につきましては、19年度から20年度への繰越でございます。これにつきましては主要施策の平成18年度の成果説明書の表のところにもございます未契約繰越分というのが18から19年度にかけてございまして、その中の、最初の5.5mの2,579万6千円の費用も、18年度から19年度に繰越費用。今回の681万円につきましても18年度から19年度への繰越予算で執行させていただきます。ご承知のように18年度から19年度に繰り越した予算というのは、その次の繰越はできませんので、20年1月末で工期が完成されるというものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（栗林政伸） 質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第92号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第92号砥部中央幹線管渠敷設工事請負契約の変更契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第93号 砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第4議案第93号砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第93号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定については、地方自治法の規定に基づき許可を受けてする行政財産の目的外使用について、使用者に適正な負担を求めするため、使用料を徴収する条例を制定するものと、付則において、砥部町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例中、行政財産の使用料を規定していた第5条を削除する一部改正を行うもので平成20年4月1日から施行するものであります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第93号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号砥部町行政財産の目的外使用料条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第94号 砥部町情報公開条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第5議案第94号砥部町情報公開条例の一部改正について

を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第94号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町情報公開条例の一部改正については、新たに公文書の任意公開の条項を追加するもので、情報公開を一層推進する内容となっております。

よって、議案第94号は、必要な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第94号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号砥部町情報公開条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第95号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第6議案第95号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第95号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、愛媛県人事委員会の給与に関する勧告にかんがみ、職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額を改定するものであります。

よって、議案第95号は、必要な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第95号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第96号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第7議案第96号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第96号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、健康保険法の一部を改正する法律及び同施行令等の一部を改正する政令の公布により、老齢等年金給付を受けている65歳以上の被保険者である世帯主から保険税の特別徴収ができることとなり、条文の追加をするもので、平成20年4月1日から施行するものであります。

よって、議案第96号は、必要な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第96号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第96号砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 7 号 砥部町保育所条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 8 議案第 9 7 号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居美智子厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(土居美智子) ご報告申し上げます。

1 2 月 7 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第 9 7 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 9 7 号砥部町保育所条例の一部改正は、所得税の税制改正に伴い保育料徴収基準表内の所得税額の見直しが生じたこと及び保育料の多子軽減の拡大を図るため、必要な事項を改正するもので平成 2 0 年 4 月 1 日から施行するものであります。

よって、議案第 9 7 号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

議案第 9 7 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 7 号砥部町保育所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 8 号 砥部町広田保育所条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 9 議案第 9 8 号砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居美智子厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(土居美智子) ご報告申し上げます。

1 2 月 7 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第 9 8 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 9 8 号砥部町広田保育所条例の一部改正は、所得税の税制改正に伴い保育料徴収基準表内の所得税額の見直しが生じたこと及び保育料の多子軽減の拡大を図るため、必要な事項を改正するもので平成 2 0 年 4 月 1 日から施行するものであります。

よって、議案第98号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第98号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第98号砥部町広田保育所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第99号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第10議案第99号砥部町陶芸創作館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第99号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町陶芸創作館条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく原価計算の結果、適正価格に変更するため、別表を変更するもので、利用時間を3時間当たりの設定から1人2時間で、金額を200円に改正するもので、ろくろ加算、割増加算が追加され、平成20年4月1日から施行するものであります。

よって、議案第99号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第99号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第99号砥部町陶芸創作館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第100号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第11議案第100号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第100号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町営住宅管理条例の一部改正については、町営住宅から暴力団員の排除を目的とする条文の整備を行うものと別表から用途廃止した重光団地を削除するもので、平成20年1月1日から施行するものであります。

よって、議案第100号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第100号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第100号砥部町営住宅管理条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第101号 砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の  
一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第12議案第101号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業

建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第101号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正については特定公共賃貸住宅から暴力団員の排除を目的とする条文の整備を行うもので、平成20年1月1日から施行するものであります。

よって、議案第101号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第101号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第101号砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第13 議案第102号 砥部町営後継者及び単身者住宅条例の 一部改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第13議案第102号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第102号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正については、後継者及び単身者住宅から暴力団員の排除を目的とする条文の整備を行うもので、平成20年1月1日から施行するものであります。

よって、議案第102号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]



○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第102号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第102号砥部町営後継者及び単身者住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第103号 砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第14議案第103号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第103号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正については、若者定住促進住宅から暴力団員の排除を目的とする条文の整備を行うもので、平成20年1月1日から施行するものであります。

よって、議案第103号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第103号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第103号砥部町若者定住促進住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第104号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第105号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第2号）

日程第17 議案第106号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）

日程第18 議案第107号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算  
（第2号）

日程第19 議案第108号 平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算  
（第1号）

日程第20 議案第109号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算  
（第2号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第15議案第104号から日程第20議案第109号までの平成19年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第104号一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、衛生費では、美化センターの燃料費661万5千円の増額及び火災報知機設置費33万9千円、処理困難ごみ処理委託料62万5千円を、農林水産業費では、ペレットストーブ購入費50万円を、土木費では、総津地区の平団地住宅修繕費及び高市団地内遊具修繕費97万7千円を補正するものであります。

次に、議案第107号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第2号）については、館運営費で、商品仕入れ代700万円を補正するもので、財源は売店売上金を充当しています。

次に、議案第108号平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）については、温泉運営費で消費税及び地方消費税31万3千円を補正するもので、財源は事業売上を充当しています。

次に、議案第109号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、公共下水道事業費のうち20年度へ4億303万5千円の繰越明許費を設定するものであります。

よって、議案第104、107、108、109号の4件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第104号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第104号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費では、ガソリン等の高騰に伴う燃料費25万円の増額、庁舎修繕料20万円の増額、交通災害システムプログラム修正委託料21万円、地上系防災行政無線システム整備費282万2千円を、消防費では、消防団第13分団車庫および詰所解体工事費145万円を補正するものとなっております。

歳入については、地方交付税2,631万8千円、国県支出金1,578万7千円、財産収入53万6千円、諸収入714万1千円、町債100万円を充当しています。また、防災対策事業の地方債補正を行っています。

以上、議案第104号については、必要な補正予算と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 土居美智子厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。

12月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第104号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会に所管する項目について主なものは、民生費では、国民年金システム修正委託料10万5千円、国民健康保険特別会計への繰入金2,158万8千円増額、後期高齢者医療受給者証郵送料90万円、重度心身障害者医療費助成扶助費381万円増額、健康管理システム改造委託料46万2千円、保育士臨時雇賃金290万円増額、児童手当505万5千円増額を。衛生費では、病院群輪番制負担金191万8千円増額、健康管理システム改修費16万8千円が補正されています。

次に、議案第105号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定については、国民健康保険の保険証カード化に伴う費用254万9千円、高額療養費国保システム改造費25万2千円、医療費の増加による保険給付費6,080万円の増額、老人保健拠出金4,079万円の減額、介護納付金849万8千円の減額、療養給付費国庫負担金償還金1,160万7千円の増額を補正するものであり、財源は、国県支出金、一般会計からの繰入金、繰越金等で賄っております。

次に、議案第106号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の保険事業勘定では、保険給付費と地域支援事業費の事業見直しによる予算の組み替えを行う補正をするものです。

以上、議案第104号、105号、106号の3議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。  
議案第104号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第104号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第104号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第105号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第105号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第105号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第106号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第106号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第106号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第107号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第107号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第107号平成19年度砥

部町とべの館特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第108号平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

議案第108号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第108号平成19年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第109号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

議案第109号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、議案第109号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思います。

午前10時16分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~

日程第21 同意第1号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 再開します。日程第21同意第1号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長(中村剛志) 同意第1号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。平成19年12月14日提出、砥部町長中村剛志。伊予郡砥部町大南465番地、山田一成、昭和7年2月1日生。提案理由、山田一成委員は、平成20年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案するものである。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。同意第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

~~~~~

日程第22 同意第2号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第22同意第2号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第2号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成19年12月14日提出、砥部町長中村剛志。伊予郡砥部町大角蔵103番地、竹内信也、昭和15年8月30日生。提案理由、竹内信也委員は、平成20年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案するものである。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。同意第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

~~~~~

日程第23 同意第3号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第23同意第3号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選

任についてを議題とします。提案者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第3号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成19年12月14日提出、砥部町長中村剛志。住所、伊予郡砥部町三角115番地2。渡邊操、昭和13年8月18日生。提案理由、渡邊操委員は、平成20年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案するものである。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。同意第3号の採決を行います。  
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。  
よって、同意第3号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



#### 日程第24 同意第4号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第24同意第4号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第4号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成19年12月14日提出、砥部町長中村剛志。伊予郡砥部町高市1660番地、亀松岩雄、昭和13年12月15日生。提案理由、亀松岩雄委員は、平成20年2月15日をもって任期が満了するので、後任の委員を選任するため、提案するものである。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。同意第4号の採決を行います。  
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第25 同意第5号 砥部町教育委員会委員の任命について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第25同意第5号砥部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第5号砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成19年12月14日提出、砥部町長中村剛志。伊予郡砥部町北川毛774番地1、亀田茂樹、昭和26年10月18日生。提案理由、射場泰委員は、平成20年2月16日をもって任期が満了するので、後任の委員を任命するため、提案するものである。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。同意第5号の採決を行います。  
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。  
よって、同意第5号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第26 請願第5号 最低賃金法の抜本改正を求める請願について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第26請願第5号最低賃金法の抜本改正を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

12月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、請願第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。最低賃金法の抜本改正を求める請願については、最低賃金は、その地域の最低賃金審議会において決められ、その種類は、産業別と、それ以外の地域別に分かれており、現下の経済情勢を勘案して、適宜、見直しがなされているところであります。この賃金は、各県の経済状況に大きく影響



されるため、首都圏と地方では格差があり、これを全国一律にすることは、不公平感を助長するとともに、企業経営者にとっては大きな負担となります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、請願第5号最低賃金法の抜本改正を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第27 陳情第4号 じん肺やアスベスト被害の根絶に向けての陳情について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第27陳情第4号じん肺やアスベスト被害の根絶に向けての陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。

12月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、陳情第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。じん肺やアスベスト被害の根絶に向けての陳情については、トンネルじん肺問題については、本年6月に企業側・国側と原告側と和解が成立しており、合意書がとりかわされている状況にあります。また、アスベスト問題についても、昨年、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、国は救済の取り組みをしているところであります。いずれも国政レベル等の問題で、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない事項であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

陳情第4号の採決を行います。陳情第4号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号じん肺やアスベスト被害の根絶に向けての陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第28 陳情第5号 万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める  
陳情について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第28陳情第5号万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。

去る12月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、陳情第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める陳情については輸入食品の安全性への疑問や、食品企業の偽装事件が相次いでおり、消費者の食の安全・安心に対する不安が広がっております。そういった中、安全・安心と安定供給をすることは必要な対策で、重要な課題であります。全国町村議長会においても、国に対し食の安全と安心の確保について要望をしているところであります。

よって、陳情第5号は採決の結果、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

陳情第5号の採決を行います。陳情第5号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって陳情第5号万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める陳情については、採択とすることに決定しました。

日程第 2 9 陳情第 6 号 県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する  
陳情について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 2 9 陳情第 6 号県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。

去る 1 2 月 6 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、陳情第 6 号について、審査の結果をご報告申し上げます。県営砥部地区かんがい排水特別助成については、新品種への更新や作型変更の中で収量・売り上げが落ち込んでおり、高齢化する農業従事者にとって、ダム負担金や畑かん施設の維持管理経費の償還は大変負担の重いものになっております。農業を取り巻く経済情勢にかんがみ特別助成をすることが必要であると考えます。

よって、陳情第 6 号については、採決の結果、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

陳情第 6 号の採決を行います。陳情第 6 号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって陳情第 6 号県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情については、採択とすることに決定しました。

○議長(栗林政伸) おはかりします。

ただ今、中村町長から議案第 1 1 0 号砥部中央幹線管渠敷設工事(3 工区)請負契約の締結について、産業建設委員会から発議第 5 号万全な B S E 対策で、食の安全・安心を守るよう求める意見書提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。議案第 1 1 0 号及び発議第 5 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第110号 砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事  
(3工区) 請負契約の締結について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 追加日程第1議案第110号砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事(3工区)請負契約の締結についてを議題とします。本案について説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長(松下行吉) 議案第110号についてご説明申し上げます。砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事(3工区)請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成19年12月14日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、同工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。まず契約の目的は、砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事(3工区)でございます。工期は20年7月31日までとなっております。契約の方法でございますが、一般競争入札です。契約金額は1億3,511万850円でございます。内消費税が643万3,850円でございます。この契約金額は予定価格に対しまして63.4%でございます。契約の相手方でございますが、第2工区も請負っております、宇和島市寄松甲154番地、株式会社浅田組、代表取締役浅田春雄でございます。入札の内容について若干ご説明させていただきます。お手元の資料1ページをご覧ください。入札は12月3日に行いました。6社の参加がございまして、お手元にありますように、全社が低入札調査価格を下回る価格での応札がございました。その中で、一番安い価格を示しました大林道路につきましても、本町の低入札調査価格要領の客観的基準を満足できておりませんので、失格といたしました。次に低い価格で応札しました浅田組につきましても、詳細調査をいたしました結果、工事の施工がこの価格で十分できるという判断をいたしまして、仮契約をいたしております。ご議決いただきますれば本契約となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。1番、山口元之君。

○1番(山口元之) ちょっとお尋ねしたいと思います。私も金額的に安くできるにこしたことはないと思っております。でも設計書通りせんというのは、あまり自分としては納得できませんけれども、考え方の違いということで、今回はあわせていったらと思うんですけど、工事が安全かつ正確にできるということは間違いなくということと、もし失敗した場合にまた追加予算を出せとかそういうこともなく、業者の責任で工事ができるということを確認しておきたいんですが。

○議長(栗林政伸) 東岡下水道課長。

○下水道課長(東岡秀樹) 山口議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず安全かつ間違いなく工事が完成するかどうかにつきましては、施行計画書を入念

にチェックいたしまして、適正と認めれば施工承認するというところで、安全かつ適正に工事をしていただけるというふうに理解はいたしておるものでございます。それと工事の追加といいますか、途中で失敗したというふうなことでございますが、基本的には本町の設計条件以内で施行されておる中で、もし途中で300m掘るところを200mで止まったということにつきましては、当然請負業者がそこに堅穴を掘って機械を替えてやりかえるということでございます。それは業者がやりますが、ただ設計以上の1mの大きな岩が出たとかいうことになりますと、その場合はまた協議しながら変更する可能性がでてくるということでございます。以上です。

○議長（栗林政伸） 質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。議案第110号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第110号砦下第5号砦部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の締結については可決されました。

~~~~~

追加日程第2 発議第5号 万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう  
求める意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 追加日程第2発議第5号万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） 万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砦部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成19年12月14日提出、砦部町議会議長栗林政伸殿。提出者、砦部町産業建設常任委員長中島博志。提案理由でございますが、食の安全・安心については、輸入食品の安全性への疑問や、食品企業偽装事件が相次ぎ、消費者の食の安全・安心に対する不安が広がっている。食料は、毎日欠かせないものだけに、安全・安心と安定供給が大切です。このため、BSE対策において、国は国民の信頼を確保するよう要望するものである。

万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める意見書。平成13年9月、我が国において初めてBSEの発生が確認されて以来、食の安全・安心確保のために、食用として処理されるすべての牛を対象としたBSE検査を実施し、20カ月齢以下の牛のBSE検査を行う場合は、国庫補助を行うなど、様々な取り組みが実施され、国産牛肉に対する信頼を得られたところであります。しかし、政府は、平成20年7月末をもって、都道府県が独自に行っている20カ月齢以下の牛の検査に対する国庫補助を打ち切ることを決めました。それにもかかわらず、多くの自治体は検査の継続

を検討しており、中止を決めた自治体はありません。これは、全頭検査に対する国民の強い願いの反映です。さらに、アメリカにおけるBSEの発生に伴い、米国産牛肉の輸入が禁止されていましたが、全頭検査の実施等の下で輸入が再開されました。しかし、それ以降の1年間の輸入量は、禁輸前の1割程度に過ぎません。アメリカ産牛肉に対して国民は根強い不信感を抱いており、大多数の国民は輸入条件の緩和など望んでいません。よって、国におかれては、牛肉に対する国民の信頼を確保するため、次の事項について強く要望します。1. 国内のBSE対策については、万全の対策を講じるとともに、20カ月齢以下の牛を含めた全頭検査に対する財政支援措置を継続すること。2. アメリカ産牛肉の輸入時における安全性の確保に万全を期すとともに月齢制限など輸入条件の安易な緩和を行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月14日、愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣。以上です。

○議長(栗林政伸) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。発議第5号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、発議第5号万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める意見書提出については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長(中村剛志) 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆さんには終始熱心なご審議を賜り、全議案ご議決、ご承認いただきましたこと心から感謝を申し上げます。ご議決いただきました予算につきましては、効果が最大にあがるよう適正な執行に努めてまいります。また本年度の各事業も順調に進捗しており、いよいよ仕上げの時期を迎えます。改めて計画通り適性に執行されておるか、検証しながら初期の

成果があがるよう努めてまいりますので引き続き議員の皆様のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年も残すところ2週間余となりました。同時に年が明けますと私の任期もあと1年ということになります。来年はこれまでの3年間を振り返りながら砥部町政の仕上げの年として、砥部町の発展、町民の皆様の幸せのため精一杯頑張りたいと思います。

今年もインフルエンザの流行が心配されています。議員の皆様におかれましては公私になにかとお忙しいと存じますが、お体ご自愛の上、お元気で越年されますようお願い申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗林政伸） 以上をもって、平成19年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時55分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員